

主 文

原判決を破棄する。
被告人甲1を懲役七年に
同甲2を懲役拾年に
同甲3を懲役五年に
同甲4を懲役五年に
各処する。

原審および当番における訴訟費用は別表記載のとおり被告人らの単独または連帯の負担とする。

被告人ら四名の本件各控訴はいずれもこれを棄却する。

理 由

検察官の本件控訴の趣意は、名古屋地方検察庁検察官子原一夫名義の控訴趣意書、被告人ら四名および被告人甲1の原審辩护人田中一郎の本件各控訴の趣意は、被告人甲1の辩护人田中一郎提出の控訴趣意書、被告人甲2、同甲3の辩护人青木紹実提出の控訴趣意書、被告人甲2の辩护人佐藤正治提出の控訴趣意書、被告人甲4の辩护人柘植欧外、同高橋正蔵提出の同人ら共同名義の控訴趣意書および控訴趣意補充申立書、被告人甲4提出の控訴趣意書にそれぞれ記載されたとおりであるからいずれもここにこれを引用するが、これらに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

被告人甲1の辩护人田中一郎の控訴趣意第一点（事実誤認理由不備の論旨）、被告人甲2、同甲3の辩护人青木紹実の控訴趣意第一点および第二点（事実誤認の論旨）、被告人甲2の辩护人佐藤正治の控訴趣意第一点（事実誤認、理由不備、法令の解釈違反、審理不尽の論旨）、被告人甲4の辩护人柘植欧外同高橋正蔵の控訴趣意第一点および同補充趣意（事実誤認、理由不備、理由くいちがい、法令解釈の違反、審理不尽の論旨）、被告人甲4の控訴趣意（事実誤認）について、

本件訴訟記録（原審記録八八冊および当審記録二冊ならびに証拠物証第一号ないし第二〇号）を精査検討し、原判決挙示の証拠ならびに原審および当審で取り調べたすべての証拠（ただし、後記認定事実には添わない部分はその余の部分と対比して措信しなかつたものである。）を総合考察すると、以下の各事実を認定するに十分である。

第一、被告人ら四名の略歴と相互の関係。

その一、被告人らの略歴—被告人甲1は、岐阜県立乙1中学校（旧制）三年を中途退学後、父乙2の営んでいた毛皮および皮革製品の製造販売業を手伝い、昭和七年ごろ株式会社乙3を設立して以来は、同会社の代表取締役として毛皮および皮革製品の製造販売業に従事していたが、昭和四年末ごろ輸出製品の値下りのため約千五百万円の借財を負担し、昭和五年ごろから昭和七年春ごろまで、東京都中央区a b丁目c番地に前記乙3支店を設け、いろいろと事業を計画し、またはブローカーの仕事に従事し再起を図つたが成功せず、失意の状態にあつたもの（その間父所有の山林を売却するなどして、右借財の一部弁済をしたため、昭和七年二月現在において、右借財は約五百万円程度に減少していた。）被告人甲2は、昭和四年春東京都所在の乙4大学乙5部乙6科を卒業し、岐阜市内でパン製造業者に雇われたり、月賦建築の仕事をしたが失敗し、昭和五年六月ごろ同市d町で株式会社乙7の商号で繊維製品の卸商を始めたが、約五百万円の借財を負担して同会社を閉鎖、その後同市内で乙8株式会社の商号で繊維ブローカーをしていたが、昭和二年九月一日ごろ岐阜地方裁判所で窃盗罪により懲役一〇月、四年間刑執行猶予の言渡を受け、次いで昭和二年六月二七日ごろ東京高等裁判所で窃盗罪により懲役一年、五年間刑執行猶予の言渡を受け（昭和九年四月上告棄却決定）、さらに昭和五年一二月ごろ詐欺罪で岐阜地方裁判所に起訴せられ本件とは別に公判審理中であつたもの、被告人甲3は、岐阜県立乙9学校を卒業し、同県内務部乙10課に勤務していたが、右在職中昭和八年一〇月一四日ごろ名古屋控訴院で強姦致傷罪により懲役三年に処せられて服役し、出所後岐阜市e町所在の合名会社乙11店に雇われ会計事務員として勤務し、昭和八年四月ごろ木材建築業を目的とする乙12株式会社の専務取締役に就任し、昭和二三年ごろ現住所に資本金十九万八千円の乙13株式会社を設立してその代表取締役となり、独立して木材販売業ならびに建築請負業を始めたが昭和五年ごろ岐阜市内f町住宅組合に建築用木材を納入して約三百万円の債権を焦げつかせ、昭和六年ごろ同市g川畔の納涼博覧会の用材を売り込んで、約二百五十万円の債権を焦げつかせ、さらに取引先の乙14銀行や乙15信用金庫に数十万円の借財を負担して失敗し、昭和七年四月ごろ同市h

町 i 丁目 j 番地 所在の物品 月賦販売 方式の金融業を目的とのす乙 1 6 株 式 会 社 の 代
表 取 締 役 就 任 した の が、 同 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
と 事 業 (旧 制) を 入 隊 し、 同 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
召、 乙 1 8 隊 市 区 1 町 所 在 の 乙 1 9 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
月 昭 和 二 年 一 月 一 日 退 社、 同 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
昭 和 二 年 一 月 一 日 退 社、 同 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
の 電 気 器 具 商 社 取 締 役 にな っ た が、 昭 和 二 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
は、 其 の 代 表 取 締 役 にな っ た が、 昭 和 二 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
原 因 で 資 金 の や り 繰 り が つ づ け ら れ、 昭 和 二 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
同 社 を 閉 鎖、 昭 和 二 年 一 月 一 日 賦 販 売 方 式 の 金 融 業 を 目 的 と する 乙 1 6 株 式 会 社 の 代
け、 乙 2 2 の 商 号 で 清 涼 飲 料 水 (シ ロ ッ プ、 ジ ュ ー ス) の 製 造 販 売 を 始 め た が 經 営
は 思 わ し く な っ た も の で あ る。

その二、被告人ら相互の關係一被告人甲1と同甲2は、昭和二六年暮ごろ東都
所在の前記株式会社乙3支店において、被告人甲1が右支店を閉鎖し、本籍地乙23の
い、昭和二七年四月ごろ被告人甲2の仲介で北海道の却するに子と市p町q丁目乙24
たのち同年夏ごろ、被告人甲2の現品を被告人甲2の受け取り戻したものの損害を被
チャンバなど総額約八百万円相当の現品を被告人甲2の受け取り戻したものの損害を被
て約二百万円相当の現品を被告人甲2の受け取り戻したものの損害を被
品したところ、金五百万円やうやく債権者かそれたのは、昭和二七年九月か一〇月
権者に差押えられ、よやく債権者かそれたのは、昭和二七年九月か一〇月
し投げ売らせざるを得ず、けつきよく合つたのは、昭和二七年九月か一〇月
ある。被告人甲4と被告人甲2が知合つたのは、昭和二七年九月か一〇月
屋市r区s町乙25方において、被告人甲4の中学時代の友人乙26か
たのがはじめである。乙26は、被告人甲4が前記乙25方金融会社と
愛知中村警察署の交通巡査をしていた乙27株式会社を
四百万円の借財を残り、被告人甲4が被告人甲2を
なつてその整理にあたり、被告人甲4が被告人甲2を
手袋、皮チャンバその他皮革製品を携えて乙25方に身を寄
る。被告人甲3は、被告人甲2の妻乙28の叔父である。被告人甲1と被告人
同人らと昭和二四年ごろから親しく交際して同被告人か紹介され
甲3は、昭和二七年七、八月ごろ被告人甲2方て同被告人か紹介され
ものである。被告人甲1と被告人甲4および被告人甲3と被告人甲4とは
本件丙1会においてはじめて知合つたものである。

第二、丙1会開設の経緯および丙1と被告人らとの關係。
その一、丙1開設の発端一昭和二七年一〇月ごろ、被告人甲2はこれという定職
をもたず、被告人甲4も清涼飲料水の商売がうまくゆかず困つていたが、前出乙2
6、乙25らと共に事業資金をつくることについて相談の結果、被告人甲2の提案
により、当時いわゆるまち(街)の利殖機関として盛大に営業をしてい
丙3会が、匿名組合(商法五三五条以下)の方式で一般大衆から多額の金員を
金名義の下に受け入れているのを模倣し、同じ方法で一般大衆から金を集
うかということになつた。当時被告人甲2は、すでに丙2の内幕記事を載せた「週
間朝日」などによりその方の知識をもつていたものごとく匿名組合の方式で集
た出資金は、営業者の則産に帰属してその事業のため自由に使用され、年末精算
上利益があれば出資者にこれを分配するが、損失となればそれは出資者の負担に
し、営業者には出資金返還の債務はなく、また別段法律上の責任を負わな
理解していたのでその旨を話したところ、万一事業がつぶれても逃げ手はあ
うことと被告人甲4、乙26、乙25らもこの提案に賛成するにいたつた。そ
一月中旬ごろ被告人甲2、同甲4において、名古屋市t区u電停前の丙2丙4支
店および同市m区v町電停前の丙3丙5支店に客を装つて赴き、各同支店の職員か
ら事業内容の説明を受け、営業案内書その他宣伝用のパンフレットなどをも
け、また各同会の規約、出資契約書などを写しとり、これら資料を参考に
1開設を協議決定した(乙25は信用できない人物として除外された)。そして
まず、匿名組合方式による出資方法として、現金出資は一口千円以上、契約期
三ヶ月、ただし解約自由、配当金は月五分、毎月払のこ、株式出資は一口千
上、契約期間は三ヶ月、配当金は時価換算の上月四分毎月払とし、出資者
2や丙3より一段と有利な条件を付すこととし、その匿名組合契約書および

規約の草案作成方を前記乙21会館内の計理士丙6に依頼し、一月下旬ごろ被告
人甲2、同甲4両名を名客として、東京から帰省し、職員を丙6計理士丙6に
レットの鑑定助言書の中を、東京から帰省し、職員を丙6計理士丙6に
取つた（右契約書を行なう旨の一条項を、東京から帰省し、職員を丙6計理士
行いう意思はなかつた。）次いで被告甲4の考案で、会名を「丙1（1）案
会」と定め、丙1を乙26の知事長に選任し、丙1の理事長に就任し、丙1の
添付などの印刷を乙26の知事長に選任し、丙1の理事長に就任し、丙1の
内などの印刷を乙26の知事長に選任し、丙1の理事長に就任し、丙1の
その二、丙1の理事長に就任し、丙1の理事長に就任し、丙1の理事長に就任し、
の三名は協議の上、丙1の理事長に就任し、丙1の理事長に就任し、丙1の
必要であるとし、まず乙26の知事長に選任し、丙1の理事長に就任し、丙1の
y区z町居住の丙8の理事長に就任し、丙1の理事長に就任し、丙1の
甲2において前記のようにかねて取引上迷惑をかけた被告甲1b1丁目丙9旅館
たて、同年一二月月上旬ごろ丁度そのころ商用で北海道旭川市a1b1丁目丙9
に滞在中の同被告人に対し、書面をもつて丙1の計画の概要をのべ、かつ、必
ラスになる旨力説して理事長就任方を依頼し、同書面に理事長の就任承諾書
事長の印鑑使田川委任状その他丙1の匿名組合契約書、営業案内、入会申込書
を同封郵送したところ、一週間ぐらいのち同被告人から理事長就任承諾の返事
り、ここに被告人甲1の丙1理事長就任が確定し、同被告人は昭和二八年一月二
ごろはじめて丙1本店（後記c1町所在）に出勤し、被告人甲2から改めて丙1の
計画や匿名組合方式の説明を受け、大いに乗り気になつたものである。
その三、丙1開設の資金一前記のようになつたが、被告人甲2、同甲4、乙26の
り、いよいよ事務所設置の段どりになつたが、被告人甲2、同甲4、乙26の手も
とはいずれも無一文で不如意の状態にあつたので協議の結果、手形でオートバイ
買入れこれを担保にして当座の資金をねん出せんことを企て、名古屋市m区d1e
1丁目f1番地の丙10商会から、昭和二七年一二月月上旬ごろ被告人甲4名義の
切手および約束手形でポート、ロビン号オートバイ一台（価格十四万五千円）を、
その四、五日のち被告人甲2名義の約束手形で同様のオートバイ一台を各買い入
れ、直ちにこの二台を同市t区g1h1丁目i1番地の金融業、丙11株式会社にて
質入れして合計十六万円を借り受け、そのうち金四万円を丙10商会に頭金として
支払い、残金をもつて賃料（半年分）保証金、仲介人の手数料など約十万円を支
つて同市t区c1町j1番地のk1所在の丙12ホテルの階下一室を事務所として
受け、同月十三日ごろ丙13ほか一名の職員を採用し、同月十五日丙1本店として
発足するにいたつたのである。
その四、被告人甲3の参加一同被告人は、昭和二七年一二月一二日ごろ被告人甲
2から、「こんど名古屋で事業をやるあす使用人を採用するが若い者だけは都合
が悪いからその選考に立会つてくれ。」と頼まれたが、当時前記乙16は廃業状態
にあつたのでこれを承諾し、その翌日前記丙1本店に赴いて職員応募者の選考に立
会い、さらに被告人甲2の懇請により丙1の運営に参加することを承諾し、同月一
七日ごろから同本店に出勤するにいたつたものである。
第三、丙1の機構。
その一、丙1本店の機構一丙1本店の事務所は、開設当時から前記のようになつた
2ホテルの階下の一室にあつたが、事務の激増複雑化および職員増加によつて手
狭となつたので、昭和二八年二月二三日ごろ名古屋市l1区m1町n1番地o1ビ
ルp1階q1号室のr1を賃料一ヶ月二万六千円で借り受け（丁1監査役丁2の保
証以下同じ。）、三月五日ごろ同ビルに前記丙12ホテルの事務所を丙1本店営業
部と残して移転し、同ビルの事務所を丙1本店総務部と称し、さらに同月二〇日ご
ろ同ビルp1階q1号のs1およびt1を賃料一ヶ月四万六千円で、六月三〇日ご
ろ同p1階u1号室を賃料一ヶ月五万三千円で、七月二三日ごろ同ビルv1階w1
号室を賃料一ヶ月二万六千円で、八月一九日ごろ同ビルx1室の一部を賃料一ヶ月
三千五百円で順次借り受け、けつきよく同p1階全部とv1階一室を借り切るに
いたつた。丙1開設当時における本店内部の事務分担は、理事長被告人甲1の下に、
庶務係、会計係および渉外係に分れ、庶務係（記帳、証券発行など）は被告人甲
3、会計係（会計事務、職員的身許調査など）は乙26、渉外係（出資の勧誘、宣

判決を受けたことはもちろん、経理、庶務の関係において被告人甲3、同甲4の各指承認を経たものである。本店営業部および各支店等における宣伝広告、本店の指
示（主として開設当時関係被告人らの指導）により、本店から送付を受けた資料に
基いて行われ、支店長その他の職員によつてそれらを逸脱した独自の裁量方法によ
ることは堅く禁じられていたのである。

その二、出資募集に関する宣伝広告ならびに勧誘の手段方法一資希望者（客）
に対する応対勧誘、入会申込の受付等もつばら店頭においてすることとし、外交
によることは絶対にこれをしないこととした。それは事故の防止と経費の節減を
目的として丙2のやり方を模倣したものである。宣伝方法は、新聞広告、民間ラジ
オの放送（「明日の案内」「財務アワー」など）、飛行機によるチラシ散布、宣
伝カーによる巡回、戊2劇場のスライド広告、戊3のプロマイド広告等、あらゆる
宣伝機関を動員して行い、なかんずく新聞広告は、戊4社、戊5社、戊6社、戊7
社などの広告業者を通じ、戊8新聞をはじめ全国および地方の有力紙に掲載するこ
事とした。そのほか新聞の折込みビラ、営業案内等のパンフレット、あるいはポス
ター、カレンダーなどの配布、市内看板、アドバルーンの利用もした。一番最初の新
聞広告は、昭和二十七年一月五日戊8新聞紙に掲載されたもので、逐次全国紙お
よび地方紙に及ぼされた。営業案内は、最初は昭和二十七年一月七日ごろ丙7社
納入の、表紙に「打出の小槌の絵の入ったもの」約三千二百枚、次は昭和二十
八年二月および四月、戊9印刷会社納入の、表紙に同様「打出の小槌の入ったもの」約二
万枚、次は同年六月同印刷会社納入の、表紙に「名古屋城の絵の入ったもの」約十
二万二千枚、次は同年六月ないし八月同印刷会社納入の、表紙に「花（らん）の絵
の入ったもの」約十一万四千枚、次は同年九月ないし十二月同印刷会社納入の、表紙に
「ビルディングの絵の入ったもの」約四十七万二千枚をそれぞれ店頭などで使用し
た。ラジオ放送による宣伝は、主として戊6社を通じて信越、四国、中国、静岡な
どの民間放送によりスポット放送をしいは、財務アワー（娯楽番組）を放送し
た。さらに同年九月ごろ「丙1旬報」を発行し、その号外特報として同年一月ご
ろ戊10社で「国民の祭典」と題するもの約五百万枚、同年一月から二月ま
の間戊10社および戊11社で「丙1は何故月五分もの高率配当ができるのか」と
題するもの約八百七十七万枚、同年一月戊12新聞社および戊13社で「街の利殖
機関法制化ついになるか」と題するもの約五百七十六万枚、同年一月ごろ戊11
社で「何故丙2問題の真相を知ろうとしないのか」と題するもの約七百三十四万枚
をそれぞれ印刷配布し、その他多数のチラシ広告などを印刷配布したのである。

その三、出資募集に関する宣伝広告ならびに勧誘の内容。
一、各種宣伝広告に共通する内容一新聞広告、営業案内、その他印刷物による
丙1の宣伝広告の内容は、多種多様であるが、その全部に共通した一連の事実は、
虚偽にしてかつ誇大に満ちたものであつた。すなわち、丙1は、開設以来終始後記
のように、約定による高率の配当金の支払および解約時または満期に器ける出資元
金の返還を確実に履行できるだけの利益をあげうる実質的な投資事業をなす一
営せず、右配当金および出資元金はもちろん、宣伝広告費、印刷費その他本店、支
店等の諸経費などを含むべく大な必要費を、順次あとから入つてくる出資金でま
なうという、いわゆるタコ配当および自転車操業（自転車は走っている間は倒れな
いが停止すれば倒れる。それと同じように企業が赤字状態で操業を停止すれば直
ちに倒産するので、操業を続けられるだけ続けていくという方法をいう。）の
とり、丙1の経理面は赤字激増の一途をたどりつつあつたのにかかわらず、これ
をヒタ隠しに隠し、あたかも丙1は匿名組合方式による堅実安全な大衆の利殖機
あつて、後記、秋田の鉾山、元千種造兵廠跡の私下問題など、いかにも堅実有
事業に投資し、かつ多額の資金を保有するもののように装い、普通出資（後記特
出資の名称に対す。）として、イ、現金出資は一口千円以上、配当金は毎月払五
以上、契約期間は三ヶ月、ただし解約自由とし、ロ、株式出資は一口百株以上、配
当金は毎月払四分以上、契約期間は三ヶ月（評価は株式市場の前日終値。）とし、
ハ、投資信託証券出資は一口以上、配当金は毎月払一分五厘以上、契約期間は三
月（評価は最近の時価手取額、ただしこの出資方法は昭和二十八年一月に追加さ
た。）とし、大衆にとつて最も有利確実な投資方法であるとし、丙1の組織は、現
在アメリカで非常な発達をとげ、かつ好評を博している投資銀行（インベストメン
ト、バンク）の事業形態および内容を取り入れたもので、日本経済に適合し大衆
利益を図ることを目的とするものであるとし、その経営方法としては、出資金を常
に大資本に結集し、最も合理的に資本主義経済の理論と実践を文化的かつ科学的に
応用し綿密な調査のうえ、これを不動産部門、生産部門、株式部門にそれぞれ投資

運営し、絶対責任をもつて資産の利殖を行つていたので、まちがいはなく約定の配当金を支払い解約時または満期において出資元金を返還することができる旨、宣伝広告した。

二、店頭における出資募集の勧誘方法一前記宣伝広告のほか、店頭において客に
に
た
れ
く
株
安
利
を
も
契
約
書
は
な
る
べ
く
客
に
見
せ
な
い
よ
う
に
し
た。
そ
れ
は
同
契
約
書
第
四
条
の
規
定
に
よ
れ
ば
、
出
資
金
の
返
還
は
必
ず
し
も
確
実
に
保
障
さ
れ
る
の
を
恐
れ
な
い
よ
う
に
し
た。
た
か
ら
で
あ
る
。
そ
れ
ゆ
え
入
会
申
込
書
や
匿
名
組
合
契
約
書
に
な
す
べ
き
出
資
者
の
署
名
押
印
は
、
手
続
の
簡
便
化
に
口
を
借

三、丙1の内容虚偽の貸借対照表を掲載した昭和工八年度上半期決算報告書の
広告宣伝一昭和二八年五月末ごろ、丙1は出資高の急増を図らなければ配当金、出
資元金その他諸経費の支払にも困る状態にあり、また六月二〇日ごろ戊8新
聞社から広告業者戊5社を通じ、七月一日以降は職員募集、決算報告など臨時の
除き、それ以外の利殖機関の営業広告は一ヶ月全三段（百五十種）以内
旨の通知を受け、従来新聞広告に主力を置いていた丙1の被る影響は大きく、時
たかも丙1戊14支店職員を中心とする丙1戊15従業員組合から夏季手当の要
および経理公開の要求がなされていたので、被告人甲2の発案で、右
決算報告書の形式で丙1の経理面を虚偽過大の貸借対照表（ただし、繰越益
くする。）として発表公開すれば、一面大衆の信用を獲得して出資の増加を

図るこ
うなも
丙3な
ふ出
も一
岐な
がり
を
も
ハ、
匿
名
組
合
の
一
種
で
丙
1
の
組
織
が
そ
れ
で
あ
る
。
出
資
者
に
は
出
資
と
も
に
丙
1
の
会
員
に
な
つ
て
い
た
だ
し
、
理
事
長
は
甲
1
で
、
わ
た
く
し
ら
は
組
合
の
事
務
員
で
す
。
そ
し
て
匿
名
組
合
の
名
称
の
お
お
り
出
資
者
は
自
分
の
名
前
を
秘
密
に
し
て
だ
れ
に
も
知
ら
れ
ず
コ
ソ
リ
利
殖
が
楽
し
め
ら
れ
る
。
」
と
い
う
ふ
う
に
答
え
、
ニ、
丙
1
の
預
金
や
出
資
金
は
ど
の
ぐ
ら
い
あ
る
か
と
尋
ね
ら
れ
た
と
き
は
、
「
そ
れ
は
わ
た
く
し
ち
の
さ
い
ふ
を
は
た
い
て
見
せ
よ
う
な
こ
と
で
す
。
」
と
い
う
ふ
う
に
答
え
、
ホ、
丙
1
は
ど
ん
な
事
業
を
し
て
い
る
か
と
尋
ね
ら
れ
た
と
き
は
、
「
当
会
は
営
業
案
内
書
に
書
い
て
あ
る
の
を
お
お
り
、
不
動
産
部
門
や
株
式
部
門
な
ど
に
投
資
し
て
い
る
が
、
詳
し
い
こ
と
は
同
業
者
と
の
関
係
も
あ
つ
て
申
し
上
げ
か
ね
る
。
な
ぜ
な
ら
ば
、
証
券
投
資
の
場
合
を
例
に
と
れ
ば
、
ど
う
い
う
う
銘
柄
の
株
を
ど
れ
だ
け
い
つ
買
う
と
い
う
よ
う
な
こ
と
を
発
表
し
て
し
ま
え
ば
、
株
式
市
場
を
操
作
す
る
こ
と
も
て
き
な
い
し
、
従
つ
て
利
益
を
得
る
こ
と
も
非
常
に
困
難
に
な
る
こ
と
は
お
わ
か
り
と
円
い
う
」
と
い
う
ふ
う
に
答
え
、
ヘ、
丙
1
は
な
ぜ
月
五
分
の
配
当
が
で
き
な
い
か
と
尋
ね
ら
れ
た
と
き
は
、
「
出
資
後
一
ヶ
月
未
満
の
解
約
者
に
は
配
当
を
つ
け
な
い
か
ら
、
例
え
ば
出
資
後
五
十
日
目
に
解
約
し
て
も
一
ヶ
月
の
配
当
し
か
つ
け
な
い
の
で
、
こ
の
場
合
丙
1
と
し
て
は
一
ヶ
月
金
を
使
わ
せ
て
も
ら
う
こ
と
に
な
る
。
こ
の
よ
う
な
解
約
者
を
見
込
め
ば
会
全
体
の
金
利
は
月
三
分
前
後
に
な
る
の
で
実
際
は
た
い
し
た
こ
と
は
な
い
。
」
と
い
う
ふ
う
に
答
え
、
ど
こ
る
ま
で
も
匿
名
組
合
の
本
質
や
丙
1
の
実
態
を
知
ら
さ
ず
、
丙
1
が
堅
実
安
全
な
利
殖
機
関
で
あ
る
と
思
い
込
ま
す
よ
う
に
応
待
し
た
の
で
あ
る
。

昭和工八年度上半期決算報告書の
丙1は出資高の急増を図らなければ配当金、出
資元金その他諸経費の支払にも困る状態にあり、また六月二〇日ごろ戊8新
聞社から広告業者戊5社を通じ、七月一日以降は職員募集、決算報告など臨時の
除き、それ以外の利殖機関の営業広告は一ヶ月全三段（百五十種）以内
旨の通知を受け、従来新聞広告に主力を置いていた丙1の被る影響は大きく、時
たかも丙1戊14支店職員を中心とする丙1戊15従業員組合から夏季手当の要
および経理公開の要求がなされていたので、被告人甲2の発案で、右
決算報告書の形式で丙1の経理面を虚偽過大の貸借対照表（ただし、繰越益
くする。）として発表公開すれば、一面大衆の信用を獲得して出資の増加を

地方地約報告し1株等被積償の談しお追とと
鳥全の他算督丙1に諸にの積一億円、甲4に
石通紙て期員え2万、からめ動産の約3と
一を旨い半職整甲7千、配した。動産、金
る社るつ上下を人約金、配いた。で、不動
ゆ5すに年度は資被告は約六億、資本人被
わ戊告支八各を総額、配いた。で、不動
いて広額二省のこれ出資金、配いた。で、
き、し載金昭和同被な、出資金、配いた。
も1をの昭和同被な、出資金、配いた。
と員告その係な、出資金、配いた。
こ職報せ丙よ金作丙1の赤金額は約六億
する、算に丙よ金作丙1の赤金額は約六億
すに、算に丙よ金作丙1の赤金額は約六億
処との提出3に。預金表は約千二、三、三
対も1の提出3に。預金表は約千二、三、三
勢の丙書告要係、試おける丙1の、出資
攻承つ積被を係、試おける丙1の、出資
働のら料の整理、現在に、この金額が丙1
の一人ス告三理、現在に、この金額が丙1
組合の被一広月七の、現在に、この金額が
記の被一広月七の、現在に、この金額が
前段の被一広月七の、現在に、この金額が
他全の被一広月七の、現在に、この金額が
でき、と紙に承認め必要、配当金〇日現
と策有力の承認め必要、配当金〇日現

四、 いわゆる丙2旋風に際しての宣伝広告一昭和二八年一〇月二四日突如丙2
休業のニュースが発表されたが、そのとき被告人甲1は上京中、被告人甲3は九州
出張中で、被告人甲2と同甲4は丙1本店にいた。時を移さず、被告人ら幹部間
証による連絡がなされ、被告人甲2において臨機の処世の陣頭をとり、大衆心
理の逆をねらい、これを機会にさらに出資の獲得をなすべく狂奔した。すなわち、
被告人甲2はすでにこのことあるを察知せざるも、そのころ丙1本店においては
腹芸をうつつた。当時丙1の出資総額は約七、八億円の巨額に達し、事業投資
利益はなんらあがっていないかつたものの、そのころ丙1本店においては手持
よび預金など約二億円を保有し、会の運営操作自体にはさし迫つて支障はな
が、全部の解約申込にはどうもい応ずることはできない客観状勢にあるの
甲2、同甲4は協力のうえ、丙2旋風の影で解約者が激増してくるのを知り、
部下職員をして保有の株券、投資信託証券を売却換金せしめ、一方、直ちに
等に対する指示書をタイプ印書せしめ、「謹告」と題し「同業の丙2は休業し
が、丙1は丙2とちがつて堅実な事業、経営によつて利益をあげており、契
いつても解約にこたへることができないよう準備金を用意し平常と変りなく
いる。」旨のビラを印刷し、即日右指し書とビラを各支店等に急送し、各支店
はり紙や「特報」を発行し、同月二六日早朝から解約資金を各支店等に送付し
札束を店頭に積みしめたが、客の心理を逆利用したこの苦肉の対策は効を奏し、
支店等の解約者を平均三十%、最も多いところ六十%に抑え得たのであ
で丙1週報の号外として「特報」を発行し、「丙1は何故月五分も高配当が
できるのか？一しかもどんな時でも出し入れ、自由一」と題し「丙2休業な
とり解約自由を守り続けたが、世の中には一ヶ月五分配当は決してない
いうものもあるが、丙1は下にいくつも不動産売買の会社をもち、預りした
そのもうけ方まで数字で説明し、「同種の匿名組合には投資者よりお預りした
切な金をタライ回しにしているところなきにしもあらずと思ふ。この事実
先般のような突発事態にはたちまち馬脚を現わすことは最早周知の事であ
しい運営をしている丙1の堅実性、将来性を広くご理解下さい。」との旨記
ビラを印刷配布したのである。

五、 丙2休業前後における特別出資募集の宣伝広告一九月二五日ごろ丙2危し
の声があり、丙1の解約申込者も漸次増加する傾向にあつたので、被告人甲2にお
いて発案企画し、他の被告人らの承認を得て、左の特別出資を決定実施し、その募
集のため大々的に宣伝広告をして、これに接した大衆をしてさらに丙1を信用せし
めた。

(1) 伊勢神宮参拝招待付特別出資—この出資方法は昭和二八年一〇月から実
施されたもので、出資は一口現金五万円以上、契約期間は三ヶ月で一ヶ月は据置で
解約を許さないこととし、普通出資の配当金一ヶ月五分を支払うほか、一口の出資を
者ごとにし、出資の際、出資者の住居地から宇治山田市（現伊勢市）間の往復乗車券を
交付し、参加者には戊26支店で記念品を渡す仕組になつていた。そしてそのころ、
「丙1旬報」の号外「特報」として「国民の祭典」と題し、「実に二四年振り
の遷宮祭、数万人を無料にて招待、新資本主義の丙1快挙！丙1が全国三百余ヶ所
の支店等を総動員して数万に上る伊勢参宮無料招待の計画を樹てている。—（裏面
に）—誰れが為に丙1はあるのでせうか？御覧下さい。躍進する当会の姿、昭和二
八年度上半期末計算の御報告としてなんと年七割八厘もの配当！」と印刷したビラ
を配布したのである。

(2) 招待付特別出資—この出資方法は昭和二八年一二月から実施されたもの
で、イ、松組は一口現金五万円以上、契約期間は三ヶ月、普通出資の配当金一ヶ月
五分を支払うほか、出資者を出雲大社、善光寺、伊勢神宮の参拝に招待することと
し、出資者の希望によりその住居地から右のうち一ヶ所の所在地間の往復乗車券と
宿泊代一泊分を出資の際に交付することとし、ロ、竹組は一口現金五万円以上、契
約期間は六ヶ月、普通出資の配当金一ヶ月五分を支払うほか出資者の希望により案
内人を同道させて伊勢神宮、出雲大社、善光寺、日光のいずれかに団体遊覧するも
ので、その間の旅費、宿泊料みやげ代など一切を丙1が負担することとし、ハ、梅
組は一口現金十万円以上、契約期間は一ヶ年、普通出資の配当金一ヶ月五分を支払
うほか、日程十五日間で、国内の名所旧跡を一周するもので、その間の旅費、宿泊
料など一切を丙1が負担することとした。

(3) 抽選付特別出資—この出資方法は同年一二月から実施されたもので、契
約期間内解約を許さず、一ヶ月五分の配当のほか、出資の際、出資者に一口一本の
抽選券を交付し満期後に抽選を行うことと定め、イ、雪組は一口現金千円以上、契
約期間は一ヶ年、抽選の賞金は特等二百万円一本、以下順次賞金がついて最低七円
五十銭で空くじはないこととし、ロ、月組は一口現金千円以上、契約期間は六ヶ
月、抽選の賞金は特等百円一本、以下順次賞金がついて最低三十円で空くじはな
く、ハ、花組は一口現金千円以上、契約期間は三ヶ月、抽選の賞金は特等五十万円
一本、以下順次賞金がついて最低七円五十銭で空くじがないこととなつていた。

(4) 物品先渡特別出資—この出資方法は昭和二八年一二月から実施されたも
ので、一口現金二万円、契約期間は二十ヶ月、手数料として千円を添えて出資する
と、その際出資者に時価二万円のプリモシン一台を渡し、契約期間満了後元金を
返還するということになつていた。

第五、 丙1の投資事業と称するものの実体。

その一、己1株式会社（秋田の己3鉱山および岩手の銅含有の残滓）の関係—同
会社は、昭和二八年七、八月ごろ資本金五百万円（株金払込は見せ金）、代表取締
役被告人甲1および乙23、専務取締役己2という顔ぶれで、東京都新宿区a2b
2丁目c2番地に設立された会社で、その目的は、秋田県北秋田郡d2村e2内に
ある面積約四十九万五千坪の銅、鉛、亜鉛等の鉱区（通称己3鉱山、鉱区登録番
号、秋田採掘権第○×○号、元試掘権登録番号第△○×□○号）の採掘販売および
岩手県宮古市近郊f2所在の廃鉱にある銅を含有する残滓約三千噸の搬出販売とい
うことであつた。丙1は同会社の事業に対し、同年五月ごろ（設立準備中）から一
月ごろまでの間合計約千円を投資した。同会社は右投資金のうち約七百万円で
己3鉱山の鉱区所有者己4からその採掘権および設備一切を買い受け、目標一ヶ月
三十噸として人夫二十五、六名を使役して採掘作業にかかつたが、丙1の方で資金
をまとめて送らず、小口で何回かにわけて合計約三百万円程度を送つたため実績あ
がらず、銅含有量約4%の鉱石約五十噸を採掘したに止り、昭和二九年一月休業、
岩手の銅含有の残滓の方は、当初これを己5製錬所に売り込み三、四百万円の利益
を予想したが、事実は全く見込み違いで、銅含有量はわずか3%程度で二車約十五噸
を搬出して売却したが経費倒れとなり、昭和二八年搬出中止となつた。けつきよ
く、丙1は同会社の事業により損失を被つたが、なんら利益を得るところとなら
なかつた。

その二、己6株式会社（元千種造兵廠跡の敷地建物の払下）の関係一同会社は、昭和二八年二月二八日ごろ資本金二千五百万円（株金払込は見せ金）、代表取締役己7（元名古屋鉄道局長）、取締役己8（己9株式会社社長、同己10（己11大教授、工博）、同己12、監査役己13（己14研究所長）らの顔ぶれで、東京都文京区g2町h2番地に設立された会社である。その目的は、名古屋市i2区内所在の国有財産である旧陸軍名古屋造兵廠千種製造所跡の土地約四万坪および建物数棟建坪一万坪につき、これを所管する東海財務局を通じて払下げを受け、同所に工場を建設して、超小型自動車の製造、自動車および鉄道車輛の修理などを業とすることであつた。そして同会社設立前から己8、己13、己10、己12、己15（衆議院議員）らが中心となり、己8は資金調達関係、己13は一般企画関係、己10は工場建設、操業技術関係、己12および己15は財務局当局との渉外関係をそれぞれ担当して準備を進め、その間右土地および建物につき一時使用権を有し、当時これが払下げ申請中の己6株式会社代表取締役己17から右一時使用権を譲り受け、設立予定中の己6株式会社の名で昭和二八年九月ごろ東海財務局に払下げ申請書を提出したが、同年一二月ごろにいたり、右地域が名古屋市の都市計画による公園緑地地帯の指定区域で、工場建設に支障のあることが判明したので、手続は停とんし払下げは決定しなかつた。丙1は己12、己15らの懇請により、己17から右一時使用権を譲り受ける費用等として約二百五十万円を支出したが、これは同会社設立の際その株式出資金に切り替えられたのであつた。丙1が同会社の主導権を掌握できる客観的情勢はなく、かりに同会社に右払下げがなされても、国有財産法二九条（旧国有財産法第八条）により、払下げ申請の使用条件に従つて右物件を使用すべき義務があるのてあつて、その土地を分割売却して利益をあげることは伝的に不可能であつた。けつきよく丙1は、同会社に約二百五十万円を出資してなんら利益を得るところがなかつたのである。

その三、己18株式会社の関係一同会社は、昭和二八年九月ごろ資本金二百五十万円（株金払込は見せ金）、代表取締役被告人甲1および己19の両名で、東京都千代田区j2町所在の己20ビル内に設立された会社である。その目的は、己19が発明した自転車用発電ランプ（乾電池に充電できるのが特徴）の製造販売を業とすることにあつた。丙1は同会社に約二百万円を投資したが、右電池の特許はついにおりず、試作品約五十個を製作したのみで本格的製造にいたらず、昭和二九年三月ごろ休業し、丙1はなんらの利益をもあげることはできなかつた。

その四、己21信用組合（のち、己22信用組合と改称）の関係一同昭和二八年一月〇月ごろ己23らから、同人らが東京都庁に認可申請中の金融機関である己21信用組合（許可申請区域は、目黒、文京、台東、千代田、その他二、三の各区で、仏教徒を中心とする金融層をもつ。）に対する資金（右申請を有利に導くための見せ金的資金）援助の懇請に基き、同月中旬ごろ丙1から、約六百万円を己24銀行支店に、同組合理事長己23名義の普通預金にし同人に対し、その現在高証明を利用させたが、その後丙1の方で約四百五十万円を引きあげたので、右認可はおりず、同組合の別派のものが実権を握つて丙1と手を切り、名称を己22信用組合と改めたもので、けつきよく丙1は約百五十万円を出資してなんらの利益をもあげることはできなかつた。

その五、己25金庫の関係一同金庫（理事長己26となつているが、本店はない。）は、丙1の資金を補充するため、丙1と同様の匿名組合方式をもつて、低利の出資募集をする目的で、昭和二八年一二月はじめごろ名古屋市t区k2町l2丁目m2番地に同己27名古屋支店を開設し、支店長に被告人甲1の知人己28が就任した。丙1は、同支店の印刷費、宣伝費、設備費などに約八十万円を支出し、約四五十万円の出資金を受け入れたが、同年末で閉鎖し、丙1の利益とはならなかつた。

その六、株式会社戊7社の関係一同会社は、昭和二八年七月一日ごろ資本金三百万円（株金払込は見せ金）、代表取締役己29で、名古屋市m区n2町o2丁目p2ビル内に設立された会社で、その目的は、新聞広告の代理業で、丙1の宣伝広告費の節減をはかることにあつた。丙1は、同会社に開業費約百万円、新聞社の保証金など七十万円を支出し、同会社に新聞広告約七百万円を取り扱わしめたが、けつきよく広告費節減の実績はあがらず、昭和二九年一月休業するにいたつた。

その七、己30株式会社の関係一同会社は、昭和二八年八月二四日ごろ資本金千万円（のち千万円増資、株金払込はいずれも見せ金）、代表取締役被告人甲2、取締役被告人甲1、同甲4、同甲3らの顔ぶれで、名古屋市q2区r2町s2丁目t2番地（のち、t区u2町v2丁目に変更）に設立せられた会社で、その目的は、

主として不動産売買であつた。そして丙1は、同会社の名義を用いて以下のようにな
取引を行つたが、これは丙1の利益となるよう投資事業とすべきものではなかつた。
すなわち、イ、昭和二八年一〇月一七日ごろ丙1本店営業部の建設用地として三
て、名古屋市t区w2x2丁目y2番地所在の宅地約百十七坪一合三勺を代金三百
五十一万四千五百円で買入れ、己30株式会社の名義に所有権移転登記を
が、これはのちに後記己35新聞社に所有権移転登記がなされ、同社はさ
これを三百五十万円で売却したが、丙1または己30株式会社への入金とな
ない。ロ、昭和二八年一〇月一日ごろ丙1東京支店の店舗とする目的で、東
東区z2町a3番地所在の木造スレート葺二階建家屋一棟について、所有者己3
1、譲渡担保権者己32銀行（債権額五百万円）との間に、代金七百万円で
約が成立し、己31に内金二百万円（他に什器備品代として約二十余万円）
に残金五百万円のうち約百二十万円を支払つたが、残金を支払わなかつた
行において右契約解除の途に出たため、その所有権の帰属に争いがあり不明
である。ハ、昭和二八年一〇月一六日ごろ名古屋市y区b3c3丁目d3地番所在
の己33株式会社（代表取締役己34）に対し、同会社所有の同所所在の宅地合計
三百三十二坪および同上建物三棟を譲渡担保（買戻付約款売買ならびに賃貸借契
約）として、金五百万円を貸与し、期間六ヶ月利息（賃貸料）一ヶ月七分の割合に
よる金三十五万円と定め、同会社はその後昭和二九年一月までに利息合計約八十七
万円を支払つたのに、丙1において利息の支払遅滞を理由に前記イの物件ととも
これを後記己35新聞社に所有権移転登記をし、さらに同新聞社においてこれを
に約千百万円で売却したが、その金は丙1にも己30株式会社にも入金とな
ない。二、昭和二八年一〇月中旬ごろ前記己21信用組合の事務所に供する目的
で、東京都台東区e3f3丁目g3番地所在の宅地二十坪および同上建物一棟建坪
約三十二坪を代金百九十万円で買受け、己30株式会社の名義をもつて所有権移
転登記をして保有していたが、その後名古屋国税局に差押された。ホ、昭和二八年
九月一〇日ごろ千葉県の己36株式会社の社長己37に対し、同人所有の東京都中
央区h3町i3丁目j3番地所在の宅地二十九坪および地上建物一棟を譲渡担保に
とつて、金二百二十五万円を貸与したが、その後丙1の北海道出資者の術策に
り、同出資者に右譲渡担保付債権を譲渡させられてしまつた。

その八、己38株式会社の関係一同会社は、昭和二八年一〇月ごろ金融業を目的
として、資本金百二十五万円（株金払込は見せ金）、代表取締役被告人甲2で、名
古屋市q2区r2町に設立されたが、貸金業の届出もせずなんらの事業もしなかつ
た。

その九、株式会社己35新聞社の関係一丙2休業後有力新聞社が利殖機関の広告
掲載を制限したので、丙1において御用新聞にする目的で、昭和二八年一二月三日
ごろ名古屋市t区k3町l3丁目所在の己40会館内に、資本金千万円（そのうち
二百五十万円払込見せ金）代表取締役己41で株式会社己42を設立し、同月二〇
日ごろその商号を株式会社己35新聞社に変更した。丙1は、同会社に約二百万円
を投資し、前記のように己30株式会社所有名義の不動産を譲渡したが、同会社は
昭和二九年四月ごろ一時日刊紙を発行したのみで解散となり、丙1にとつてなんら
の利益もあがらなかつた。

その一〇、己43協会の関係一同会社は、昭和二八年一〇月はじめごろ京都市m3
区n3己44が、丙2の仏教保全経済会を模倣して、仏教徒を対象とし、匿名組合
て月千円、十ヶ月で合計一万円の出資を募集し、これに応募した者を宗教観光旅行
に招待することとし、同人が理事長、己45を顧問として発足することとなつた
が、丙1は同協会の受け入れた出資金を月五分の利息で受け入れることと条件で、
同協会の宣伝広告費、印刷費などとして約百万円を出資したが、けつきよく計画倒
れとなつてなんらの利益をもあげることではできなかつた。

その一一、その他一丙1は以上のほか、イ、昭和二七年七月ごろ職員の寮とする
目的で、名古屋市q2区r2町s2丁目t2番地所在の宅地約五十一坪二合および
地上建物一棟を代金百二十万円で買入れ、これを休業時まで保有したが利益にな
つていない。ロ、昭和二八年八月ごろ静岡市所在の己46銀行の買収を企て被告人
甲2の義父己47の名義で金五百万円を同銀行の普通預金にして内情を調査した
が、その後買収計画は発展せず立ち消えとなつてしまつた。ハ、昭和二八年二月下
旬ごろ丁1の株式二万株を金四百万円で買ったが、その後転売して約百万円の損失
を被つた。二、同年二月はじめごろ己48株式会社の株式五百株を金十六万円で買
つたが、丙2旋風直後売却したところ約五万円の損失を被つた。

第六、丙1の宣伝広告に因る出資者の応募状況。

態に入つたころは保有現金は皆無の状態で、ただ前記己30株式会社のよな第二も被丙のを3な議記合甲1の
会社に投資したものは丙1の幹部と八三におい同委員会を協議決定の丙1内におい他被告ら
これらはいづれも丙1の昭和二八三におい同委員会を協議決定の丙1内におい他被告ら
1の運営に、月三、四、その他の料亭等、經理状裁の四月ご説明し、この恐れていたこと
みならず、被告ら、募集方法は文書による虚偽誇大の四月ご説明し、この恐れていたこと
組織し、旅館の状況、募集方法は文書による虚偽誇大の四月ご説明し、この恐れていたこと
所在の旅館の状況、募集方法は文書による虚偽誇大の四月ご説明し、この恐れていたこと
わち出資しないとの宣伝であり、この秘密防止に、この恐れていたこと
丙1の宣伝であり、この秘密防止に、この恐れていたこと
2が発言して、丙1の秘密防止に、この恐れていたこと
実態の暴露せ、ざらんこととを恐れていたこと
第八、被告人ら丙1の運営に、この恐れていたこと
以上、各認定事実を総合して考察するに、丙1は全国的組織網を有し、堂々たる
る企業形態も高率配当、出資元金ないの支払をなすに、丙1は全国的組織網を有し、堂々たる
なならず、かつ安全な投資を旨とするなど、悪質な欺罔手段をもとに、丙1は全国的組織網を有し、堂々たる
実程度に利益をあげて、この恐れていたこと
載した決算報告書を出資者から、この恐れていたこと
り、その旨を誤信して、この恐れていたこと
どを交付せしめて、この恐れていたこと
欺団体である。最初は被告人甲2、同甲4ら、この恐れていたこと
行為の執行に着手し、以来、業務関係の責任者たる被告人甲1、同甲3ら、この恐れていたこと
同蔽行為を反復累行したものであるが、被告人甲1、同甲3ら、この恐れていたこと
2の勧誘により、途中から右共同謀議に参画し、以来、被告人甲1、同甲3ら、この恐れていたこと
体となつて丙1の運営の役割を果したものである。そして、被告人甲1、同甲3ら、この恐れていたこと
偽誇大の宣伝広告勧誘と丙1の実態の矛盾を認識し、かつ大衆に現金等を交付するおよび出資した事実
伝広告勧誘を真実と誤信して匿名組合出資名義の確定的犯意を有せし、この恐れていたこと
ることとを認識して、この恐れていたこと
いところである。被告人らが出資者に対し、約定による配当金支払をおよび出資した事実
還の意思を有し、いわゆるタコ配当および自転車操業の方法でこれを履行したが、この恐れていたこと
があつたとしても、それは犯罪の発覚を防止し、さらに新規出資を詐取せんとするものでない。
の手段とみるべきであるから、右詐欺の確定的犯意を左右するものでない。
て契約による配当金の支払を受けかつ出資元金の返還を受けたい出資者にして、この恐れていたこと
被らなかつた者といえども、法律的には本件詐欺罪の被害者といわなければならぬ。

第九、 所論についての判断。
その一、被告人甲2の弁護士佐藤正治の論旨について。
一、 同弁護士の論旨一は、被告人甲2らが丙1を設立したのは丙2等を模倣し、行政上も取締
たのであるが、当時としては少くとも丙2等は健全であり、法律上も行政上も取締
の対象とならず、公然と営業を続けていた折であつたので、同被告人らとしては、非
合法的利殖機関と信じてこれを模倣する気になつたもので、このこと自体なんら非
難すべきでないし、しかも丙1の設立に先立つて専門家から匿名組合の合法性につ
いてよく検討教示を受け、その規約を絶対合理的なものでその間なんら矛盾なしと
して設立したものであるから、同被告人らに詐欺の犯意はないのである。
なるほど、前記第二、その一において認定したとおり、被告人甲2、同甲4ら
は、当時公然盛大に事業をしていた丙2や丙3の営業形態を模倣して丙1を開設し
たもので、丙2や丙3を合法的利殖機関と信じていたことは認められる。
また丙1開設につき、丙1の規約および匿名組合契約書の草案作成に関し、丙6
計理士および大池弁護士の検討教示を受け、匿名組合という法律上の制度があり、
丙1の規約および契約書の内容に法律的矛盾なしと考えたことも認められる。しか
し、本件において問題とせられるところのものは、被告人らが丙1を大衆の利殖機
関として開設経営するについて、前記第五および第七に率いて認定したような丙1
内部の実情であるのかかわらずこれを隠し前記第四において認定したような虚偽
誇大の宣伝広告、勧誘方法を用い、大衆を欺罔して、匿名組合の出資名義の下に、

現金、株券または投資信託証券を交付せしめた行為自体である。すなわちこの欺罔手段は、丙2や丙3のそれを模倣したものでなく、また計画、法律の専門家の教示によるものでもなく、全く被告人らの独創によるものである。従つて被告人らが丙2や丙3を合法的利殖機関と信じたということや、匿名組合が合法的な制度で丙1の規約および匿名組合契約の条項に矛盾なしと信じたというようなことは、本件詐欺事犯の犯意に無関係であつてあえて論ずる必要はないのである。

二、同弁護人の論旨二は、原判決は丙1の支店等の職員を被告人らの手制的存在にすぎないとみているのは皮相的である。

すなわち、支店等においてはそれぞれ責任者がおり、その業績をあげるため、被告人らの一般的宣伝、勧誘方針の指示を越えて、独自の裁量により出資者を募集したこともあると察せられるというのである。

しかし、前記第三、その二において認定したように、丙1の本店営業部および各支店等は、いずれも独立会計をもたず、いわば本店と出資者間の取次機関ともいふべき存在であるのみならず、前記第四その一において認定したように、本店営業部および各支店等における出資募集の宣伝広告、勧誘方法は、もつぱら本店の指示に基いて行われ、支店長その他職員らが本店の指示を逸脱して、独自の裁量によつて行うことは堅く禁止せられていたので、これをなさなかつたのである。

三、同弁護人の論旨三は、原判決によれば被告人甲2の発言力が丙1の運営を左右し、他の理事の存在を薄くしていたと認めているが、これは恐らく他の被告人らの捜査過程における責任転嫁的供述に偏した見解であつて当を得ないというのである。

しかし、前記第三、その一および第七で認定したとおり、丙1の運営委員会に蔚ける被告人甲2の発言力はきわめて強く、やや独裁的傾向すらうかがわれるのであつて、このことは前記認定の丙1開設の経緯、出資募集の宣伝広告の立案企画、丙2旋風対策などにおける被告人甲2の役割自体に徴して明らかであつて、この観察こそ客観的に妥当するもので、決して他の被告人らの責任転嫁的供述を盲信した結果ではない。

四、同弁護人の論旨四は、原判決は、被告人らは当初善意であつて丙1の本来一つの利殖事業として経営してきたが、その後予期しない出資金の激増をみるに及んで本来の事業運営方針から漸次独自の見解に基づく会の運営方針が常軌を逸脱した方向へ移行し、ついに出資金を詐取するにいたつたものと認めているが、被告人らとしては当初の運営方針をことさらに変えて行つたわけではなく、丙1の組織陣容が整備されないうちに、予期しない出資応募が増加したため、その仕事に忙殺され、ますます手不足を来たしたが、被告人らとしては出資の増加に伴いこれに対応する事業投資等利殖方法の実行に奔走努力したが、何分にも手が回らないのみならず、不慣れのせいもあつて、期待通り手取り早い成果もあがらず、経営の健全化に少なからず苦慮していたが、その間の過渡的操作をするには出資募集に重点をおかざるを得なかつたわけで、決して会の運営方針を変え、意識的に進んで悪意に移行したのではないというのである。

しかし、所論指摘の原判決の事実認定およびこれを前提とする所論はいずれも証拠を正当に評価せざるものである。前記第八において認定したとおり、被告人らの運営した丙1は、開設当初から本件と同様の欺罔手段をもつて大衆から匿名組合出資名義の下に現金等の詐欺を行つたものであつて、本来正当なる利殖事業が途中から常軌を逸脱して犯罪的傾向に走つたのではなく、この点に関する原審の事実認定は誤認であるが、これは本件公訴事実以前のことに関し情状に関するものにすぎないから判決に影響を及ぼさないものと解する。また前記第三、その一および第七において認定したとおり、丙1本店には、その機構上投資事業に関する部課は終始存在しなかつたし、被告人らの間に丙1の宣伝広告に添うような積極的な事業投資などの利殖方法が協議決定されたことは認められないのであつて、被告人甲2においては、集められるだけの出資金を集め（法的にはこの出資金を集めたときが詐欺罪の既遂である。）、しかるのちなんらかの事業に投資すればよいと考へていたものごとく、丙1休業にいたるまで、なんら積極的な事業投資の意欲を示さず、わずかに被告人甲1が前記第五において認定したような、損失のみありて実益なかりし事業に関与したにすぎなかつたのである。

五、同弁護人の論旨五は、原審は一かかる状況下に営業を継続するときは配当金のみならず元本の支払をも停止せざるを得ないことの蓋然性を認識し得たにかかわらず、出資金の受入れに関し匿名組合に仮装せるを奇貨とし、出資者より金銭等を詐取せんとし、各被告人らは逐次共謀の上と判示しているが、被告人らはた

心理で出資したものとみることが相当である。被害者心理として、とかく丙1の幹部たる被告人らが検挙せられ、そのために丙1の運営がとんざし、出資金がもたらぬとされたや、にわか被害感情をもち、自己の落度をたなにあげ、もつぱらだまされなた、だまされたら異口同音にいう傾向にある。すでに出資金の返還を約定して配当まで付してもらつて、異口同音にいう者も相当多数にのぼつていゝが、この人たちは原審は右のような被害感情を口にするかどうかに注目すべきことであるが、遺憾なくこの点において審理を尽くしてはいないといふのである。

しかし、この見解は証拠に基かないというらみがある。前記第六および第八において認定したとおり、丙1の全国的な組織網、堂々たる企業形態、あらゆる虚偽誇大の宣伝報道機関を動員した宣伝広告方法、大衆の利殖欲をあふるに足る巧妙な虚偽誇大の宣伝勧誘の内容が各出資者を錯誤に陥らしめ、よつて出資をなすにいたらずして、最高七、八億円の巨額の出資金を獲得し得たのであつて、被告人らの犯罪手段を了知し、または察知しなれば、本件被害を承知であえて出資するがごとき者は経験則上あり得るはずがなければ、本件被害を避け得たかも知れないが、かかる不注意があつたからとて、被告人らの可罰的責任に消長を及ぼすものではない。(本件出資者のなかには、所論のように配当金への支払および出資元金の返還をうけ実質的被害を受けた場合と同視すべきで、法律的には詐欺の被害者が被害弁償を受けた場合と同視すべきで、法律的には詐欺の被害者であることは前記第八において説示したとおりである。)

九、同弁護人の論旨九は、丙1の匿名組合契約の約款に關する原審の解釈につれては、多分に疑義がある。すなわち、匿名組合は本来商的債権契約であつて、それには当事者の合意により特約を付し得ることや、当事者は一定限度の利益(配当)を保障することを特約しても、契約自由の原則から認められようである。契約期間を協定することもまた可能であり、この期間はいわゆる解約予定期間とみなすべきである。原審は商法所定の内容をそのまま具備しなれば匿名組合の本質に反するものと見解にたち、変形的匿名組合を否定しているが、これは法の解釈を誤つた場合にあつた。たとえば、1、原審は、事業投資を収益を得る場合のみを想定してあり、またすみやかに成果のあがる場合もあがらぬ場合もある。被告人らは丙1の事業投資を果敢に実行しつづつたのにかかわらず、原審は結果論的に丙1の事業が実益をあげる段階にいたつていないのを目して、被告人らにおいて出資金を収益を得る事業へ投資をせずと断じているのは當を得ない。2、原審は、丙1の匿名組合契約書には配当期に損失があれば精算することをなつていゝが被告人らにこれを実施する意思はなかつたと認めているが、損失を精算する建前とこれを実施するかどうかという事は異なる觀念であり、その精算を実施するかどうかは営業者の任意で選択してよいことである。被告人らが右精算をしなかつたからといつて、その意思までなかつたと認めるのは理に合わない。現実には急激に出資が増加し、経理に不慣れなうちに検挙となつて事実上精算することができないハメに陥つただけである。3、原審の認めるように、被告人らは出資に関する損益の計算が技術的に困難であつたことを考へたればこそ、一定限度の配当だけを丙1が保障し出資者の便益を圖つたものであつて、かえつて実情に即するのである。要するに原審は匿名組合契約上の権利義務、財産の帰属事業の運営等を混同して判断したものである。

しかし、本件匿名組合契約約款の有効、無効論、あるいは解釈論のごときは、本件詐欺事犯の判断については、だ足の議論である。要するに前記説示のように、本件においては、丙1が事実上反し、前記高率配当および出資元金の支払を確実に実施し得る程度の堅実安全な投資事業をしていゝごとく前記欺罔手段を用い、よつて大衆を欺罔し、同人らから匿名組合出資名義のもとに現金等を交付せしめた点が刑法詐欺罪の特別構成要件を充足するのであつて、犯罪成立論としてはそれをもつて必要にしてかつ十分であり、それ以上論議する必要はないのである。なお、前記第二、第三、その一、第四、その三、および第七において認定したところによれば、論のように被告人らが真剣に事業投資を果敢に努力したと認めらるゝか、あるいは配当金につき決算期に精算する意思をもつていて、ただ出資者のため便益一定限度の配当を保障したにすぎないといふようなことはとうてい肯認することはでき

ない。

一〇、同弁護人の論旨一〇は、原審は検察官提出の全証拠を検討するも、被告人らの間に投資者より出資金を詐取しようとして特共同謀議をなした事実（は認められぬ）を認め、被告人らの根拠としてその根拠と、丙1が取締法規の適用による刑事上の責任を負わすため、出資金を募集するた虚偽の手段を用い出資者をしてこれを信ぜしめ、遂に出資金を返還不能の生ずることあるを蓋然的に認識し得たと、募集の当初にあたり、出資金の返還不能の生ずることあるを蓋然的に認識し得たと、被告人らの責任を生じると判断している。しかしながら、被告人らが出資募集の当初にあたり、出資金の返還不能を生ずることを蓋然的に認識し得たという事実は客観的であり、被告人らの主観がどうかは明らかでない。

しかし、前記説示のように、本件は出資金を募集するため虚偽誇大の宣伝広告を行い、よつて投資者を欺罔し、匿名組合出資名義で現金等を出資せしめたことにより詐欺罪の特別構成要件を充足するのであつて、匿名組合契約が仮装のもので無効であるかどうかという点や、被告人らにおいて出資募集の当初にあたり出資金の返還不能の生ずることを蓋然的に認識していたかどうかという点を論ずるのは、情状論として意義があるが犯罪成立論としては無用である。（なお、前記第七において認定したように、事実は被告人らにおいて出資金返還不能の蓋然性を認識していたことは明らかである。）

一一、同弁護人の論旨一一は、原審は共同正犯の責任は直接謀議をなした場合だけでなく、被告人らのごとく相互の間に犯意の連絡ありとみられる場合においても存するものと解せられているが、ここに犯意とはいかなるものか、意思の連絡はいついかにしてなされたかは不明であるといふのである。

しかし、ここに犯意とは、被告人らにおいてそれぞれ前記虚偽誇大の宣伝広告、勧誘による欺罔手段、投資者の錯誤、右錯誤に基く出資という各事実、およびそれら一連の因果関係を認識することであることは論をまたないところであり、被告人ら相互の間に犯意の連絡（相互認識）のあつたことは、前記第七において認定した事実により明らかである。そして共謀共同正犯の有罪を判断する場、主観的要件である共謀の事実はいゆる罪となるべき事実に属しないから、単に共謀の旨を判断し、客観的要件であるいゆる罪となるべき事実、すなわち犯罪特別構成要件を充足する具体的実行行為を日時、場所、方法等をもつて明示して特定し得る程度に明示すれば足り、共謀自体の日時、場所等を明示する必要はないものと解する。

従つて原審が、被告人らの共謀の点につきその日時場所等を明示しなかつたとしても、なんら理由不備の点はない。

一二、同弁護人の論旨一二は、原審は丙1の運転資金の不円滑を打開するため、被告人甲2が全然根拠のない貸借対照表を作成し、これを宣伝広告、勧誘の資料としたため、出資がにわかに増加したとし、これを昭和二八年七月初旬公表したことをとらえ、同月一日よりの出資金を犯罪の対象としているが、被告人甲2の考えが前記のようにあくまで運転資金の打開策であつたとみれば、たとえいゆる自転車操作になつていたとしても、少なくとも順次に出資金を返還する意思があり、これを実行するための方便としていたものであるから、被告人らの主観において出資金詐取の意思は認められない。また一つの事業である以上継続的多数の行為であつて、いわば水の流れにひとしいものを、その流れを強いて区切つて一線を引き、それ以前は犯罪ならず、それ以後は犯罪なりといふことは不可能なことである。いわんや本件のように貸借対照表の公表は七月初旬であつて、少なくとも七日でないのに、同日からの出資を犯罪の対象として取りあげたことは不合理であるといふのである。

しかし、所論、貸借対照表公表の経緯およびその内容は、前記第四その三の三において認定したとおりで、明らかに本件詐欺の欺罔行為の一つである。被告人甲2らが、いゆる自転車操作により、順次出資金を返還する意思をもつていたとしても前記説示のように本件詐欺罪の犯意の存在を左右するものではない。論旨をいいかえれば、欺罔手段を用いて他人から現金等を詐取しても（すでに犯罪成立）、これをうまく運転して利益をあげ、しかるのち右現金等を返還すれば（弁償的性質）、詐欺の犯意はないという筋のおらない理論となるのである。また右貸借対照表を記載した決算報告書の公表が七月一二日以降のことであることは、前記認定のとおりであり、原審が七月一日からの出資金を本件犯罪の対象としていること

所論のとおりである。しかし、本件詐欺罪の欺罔手段は、右貸借対照表の公表だけ
ではなく、丙1が発足当初からなされた一連の虚偽誇大の宣伝広告であることには前記
説示のとおりにあつて、七月一日以降の出資分を、丙1開設当初以降の出資分（いわゆる
及ぼすべきか、あるいは本件現実の起訴のようには、いわゆる起訴便宜主義を採つて
焦げつき分）に限定すべきであるかというこのことは、いづれも起訴技術的考慮を
る現行刑事訴訟法の下で、検察官が刑事政策的考慮なしに検察技術的考慮を
具体的妥当に決定しうべきところであつて、本件起訴の対象となつてい
について合法性を認められたものとみるべきではない。

一三、同弁護人の論旨一三は、原審は昭和二八年一月二二日（二四日の誤
認）発生したいわゆる丙2旋風の際、被告人らが解約者に出資金を返還した措置を
目して、丙2休業を逆に利用し出資金の増加を図る目的であつたと認定している
が、これはあくまで悪意の解釈である。被告人らとしては、丙2旋風によつて動揺
しつつあつた出資者を取りしずめ、大挙取り付けによる休業を防止し、出資者を守
ることのみがねらいで、解約申入れがあれば出資金を返還する旨広告し、事実これ
らの人々にはすべて返金したのであつて、この期にいたつても詐取の意思がな
たことを物語る明らかな証左であるといふのである。

しかし、被告人らがいわゆる丙2旋風の際してとつた処置ならびにその意図は、
前記第四その二の四において認定したとおりであつて、いわば自分らの犯罪の発覚
を防止し、さらに丙2休業に乗じて新規出資を獲得せんとする本件詐欺罪の一段
であつて、所論のごとき善意の処置とみるべきではない。いわんや、出資者に対す
る出資金の返還が本件詐欺罪の犯意を否定する証左とならないことは前記説示によ
り了解することができ、むしろ右返還は前記説示のごとく被害金の弁償的性質を有
するものとみるのが妥当である。ゆえに各論旨はすべて理由がない。

その二、被告人甲4の辩护人柘植欧外、同高橋正蔵の論旨について。

一、同弁護人の論旨一は、原判決は丙1設立当初においては積極的に出資者
を欺罔して出資金を詐取せんとする意思なく、途中から出資金を詐欺する未必的故
慮を抱くにいたつたと判示しているが、原判決の他の判示事実（および判断事項）
と彼此照合するときは、右未必的故意に関する判示には数々の矛盾を発生し、
見するばかりである。1、被告人らが出資金を詐取せんとしたとき、換言すれば未
必的故意を抱くにいたつたときが必ずしも明らかでなく、さらに原判決挙示の証
ならびに一件記録に徴するとき、少くとも被告人甲4に詐欺の未必的故意は認定す
ることはできない。原判決が被告人らは設立当初においては積極的に出資者を欺
して出資金を詐取する意思はなかつたが、中途からその意思が生じたことを認定
上、設立当初と詐取の意思が生じてからとの間に、丙1の組織、運営、匿名組合の
内容、出資金募集の方法、ひいては丙1の性格について著しい変化が認められること
を判示しなければならぬのであるが、この点につき原判決は出資金募集の方法と
して、（イ）昭和二八年七月上旬ごろ虚偽の同年上半期の貸借対照表を一般に公表
したと、（ロ）同年一月二二日（二四日の誤認）発生したいわゆる丙2旋風の
際の被告人らのとつた処置をあげるほか、被告人らは丙1を、設立当初から休業に
いたるまで同一組織のもとに同一の方法で運営してきたことを判示している。こ
に原判決が虚偽の宣伝方法の事例の第一としてあげているところの、「丙1が他の
利殖機関と異なり出資者に対し高率の配当を確実に支払うことのできるの
て不動産へ投資し莫大なる利潤をあげている」旨の宣伝方法は、被告人らが設立
初より休業にいたるまで終始一貫使用してきた宣伝文であるが、原判決のごとく
被告人らの独自の见解に基づく会の運営方針が常軌を逸脱した方向へ移行してつ
出資金を詐取するにいたつたものでもなく、また被告人甲2の新資本主義説が他の
被告人の凡庸常識的意見を押し、被告人甲2の独自の见解に基づく出資募集のた
め手段を選ばざる虚偽の宣伝が被告人ら的一致した行為となつて現われ、漸次
るものに移行したものでもない。被告人らは右のような宣伝方法によつて出資を
集し、応募者は右宣伝方法を信用して出資をしたことは明らかであるのに、同
手段方法によつて出資を募集している被告人らに対して、一方において詐取の意
なく、他方において詐取の意思ありとするのは矛盾であるといふのである。

たしかに、原判決には所論のごとき矛盾がある。そしてこのことは佐藤弁護
人の論旨四について説示したとおりである。すなわち前記第八において認定した
ごとく、被告人らの丙1運営に関する出資募集行為は、開設当初から詐欺罪を構成
するもので、その欺罔手段は、被告人らが設立当初から休業にいたるまで終始
て使用してきた前記の虚偽誇大の宣伝広告および昭和二八年七月二日広告した丙

大ららの犯当な罪れら有
り人金は設も犯らし
よ告元き開でて認ら
に被資と1のえ認ら
れ、出ご丙も押が情状
こ、つよ実し行意は誤
ありあお事し移行認
であの当しけ方庸識定
でのも配をしけ向常識
など配のしな方庸識定
報告構成の支ない凡事
書す約の支ない凡事
なるの配をしけ向常識
も配のしな方庸識定
算を法にそ脱し凡事
の罪方現も軌被告原
の欺るも常軌被告原
期詐よやる常軌被告原
半がとやる常軌被告原
上と業こ関が、他にお
度と業こ関が、他にお
年と業こ関が、他にお
同と業こ関が、他にお
むしめ自と情運主義
含せび自と情運主義
を付よびたなく、業資
表交おしな事業資
照を当有件らの新資
対金配を要人甲2のも
借資コ思る被告もは本
の貸出するに被告もは本
の偽るに被告もは本
の虚欺をすに被告もは本
1の衆が支罪初性
の虚欺をすに被告もは本
1の衆が支罪初性

二、同弁護人らの論旨二は、原告は被告らが出資者との間に締結した出資方制な意思が仮装し休かず、直
契約は匿名組合を仮装したものであり、その仮装の根拠を被控訴人らに認めさせ、原告らに有利な結果を齎し、
式に従うときは通常の利用に適用される種々の取扱いを認め、被告らに不利な結果を齎し、原告らに有利な結果を齎し、
約から逃れんとするに当たっては、通常の利用に適用される種々の取扱いを認め、被告らに不利な結果を齎し、原告らに有利な結果を齎し、
かつたといふ得ないといつて、このは正當である。しかし、原告らに有利な結果を齎し、被告らに不利な結果を齎し、
し、通常の利用に適用される種々の取扱いを認め、被告らに不利な結果を齎し、原告らに有利な結果を齎し、
て、これを不動産取引に投資し、利潤をあげてゆくというこは丙1の当らあも
業にいたるまでの変らざる根本方針であつて、被告らに不利な結果を齎し、原告らに有利な結果を齎し、
も努力してきたのであるから、結果において不動産投資に失敗し利を
ついに出資金を返還し得ないという事態にたいし、被告らに不利な結果を齎し、原告らに有利な結果を齎し、
ちに被告人らに詐欺の意思があつたといふ得ないといふのである。本件詐欺罪に基き、右必要にせしめられたりし
しかし、前記佐藤弁護人の論旨四および九において説示したとおり、本件詐欺罪に基き、右必要にせしめられたりし
の犯意ありとするには、前記虚偽誇大の宣伝広告、出資者の錯誤、右必要にせしめられたりし
資およびそれら一連の因果関係を認識することであり、これを無効とするか、その出資を認め、被告らに有利な結果を齎し、
つ十分というべきであつて、匿名組合契約が仮装にし、出資者をして現金等交付せしめたりし
効であるかというがごときは無用の議論であつて、出資者をして現金等交付せしめたりし
さしめるに当たり、匿名組合の出資名義を用いたこと等を認め、被告らに有利な結果を齎し、原告らに有利な結果を齎し、
ある。そして本件詐欺罪の既遂時期は出資者をして現金等交付せしめたりし
つて、出資元金の返還不能となつたときではない。従つて、被告らに有利な結果を齎し、原告らに有利な結果を齎し、
出資金を事業に投資しその利潤をもつて配当金や出資元金を支払う意思を
たとしても本件詐欺罪の成立を左右するものではない。

三、同弁護人らの論旨三は、原告は被告らと乙26の五名をもつて構成する前記運営委員
て構成員とする組合組織の理事会において、運営が匿名組合を仮装し、その責任を負ふべきであるが、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
金は右五名の者の所有となるが、その出資契約が匿名組合を仮装し、その責任を負ふべきであるが、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
あれば、当然右五名が契約上の連帯責任を負ふべきであるが、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
る。しかしながら、組合である以上共同の目的が明らかでない。原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
人らの共同目的をいかに解しているか必ずしも明らかでない。原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
名組合契約を仮装して出資金を募集し、不動産投資にその目的を以てし、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
う目的から、出資金を詐取するといふ目的に中途からその目的を変更したと認め、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
いる。とすれば一応筋は通るのであるが、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
たと認定しているから、組合自体の目的が変更したと認め、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
しかも原告は被告人らに右意図（目的）を捨てて出資金を詐取するにいたつたと認定せしめられたりし
判示している。しかるとすれば、右組合は目的を失うこととなり、原告らに有利な結果を齎し、被告らに有利な結果を齎し、
ざるを得ないこととなる。このように一方において被告人らを構成する原告は矛盾して
認定しつつ、他方において詐欺の点につき共同謀議を否定する原告は矛盾して
るといふにある。

なるほど、原告は被告人らおよび乙26の五名をもつて構成する前記運営委員
会（理事会）を民法上の組合と解釈していることは所論のとおりである。しかし、被告人ら
前記第八において認定したとおり、丙1は開設当初からの詐欺団体の法律関係を民法上の組合を
らの共同謀議にかかると認め、原告は所論のように、丙1開設当初の被告ららの行為を民法上の組合と論じたものであるが、これとて、本件犯罪の成否には関係ない
合法的であると認め、出資金の所有権の帰属等を論ずるため所論は関係ない
法上の組合と論じたものであるが、これとて、本件犯罪の成否には関係ない
とであるから無用の議論であるといふべく、けつきよく事実誤認に帰着するが、こ
れまた本件公訴事実自体に關しなから判決に影響を及ぼさないも

かし、原判決が原判示事実について、被告人らの共同謀議を否定しているとの論は正確を欠くものである。原判決をみれば、被告人らの間に投資者より出資を詐取しようとしてとくに共同謀議をした事実はないが、被告人らの間で相互に犯意の連絡ありとみられるから共同正犯と認めるといっても、その認定に語に矛盾があり、前記第八における認定に比較すれば、やや共同謀議の責任を不明確な点はあるが、けつきよく被告人らに對して共同正犯の責任を認めておられるから、右認定を事実誤認であるとしても判決に影響を及ぼさなければならぬ。

四、同弁護人らの論旨四は、原判決は虚偽の宣伝方法の事例として、前記宣伝文言のほか、昭和二八年度上半期における丙1の虚偽の貸借対照表の広告および丙2旋風の際の被告人らの解約処置をあげているから、あるいは原判決はこの二つを視て被告人らの心境の変化（民法上の組合から出資金詐取への変化）の時点として重きを置いているのかもしれない。しかしとすれば、ここにまた新たな矛盾のうちやくを発売見するのである。すなわち、右貸借対照表は判示にもいうごとく、昭和二八年七月初旬ごろ（実は七月一二日）一般に公表されたものであるから、少くとも昭和二八年七月一日の出資者に対して詐欺罪の成立を認定することは矛盾である。さらには丙2旋風にいたつても、判示もいうごとく、丙2休業は同年一〇月二日（二四日の誤認）であるから、少くとも同年七月一日より同年一〇月二日までの出資金について詐欺罪を認定したことは矛盾であるというのである。

しかし、前記のように被告人らは丙1開設当時から休業まで終始一貫して虚偽誇大の宣伝広告をなし、その途中において前記第四の三に率いて認められた虚偽の貸借対照表を広告し、また前記第四の四において認定したとおり、被告人らは自らの犯罪の発覚を防止し、かつ、さらに新規出資者を獲得せんがため解約による出資元金返還の処置をとつたもので、以上各欺罔手段は相競合して行つておられるのである。従つて右貸借対照表の公表以前たる七月一日からの出資者を本件詐欺罪の対象と認定してもなんら矛盾はないのである。

五、同弁護人らの論旨五は、丙1は昭和二七年一二月ごろから昭和二九年一月一九日まで営業をしていたものであるが、本件起訴の対象は、昭和二八年七月一日以降の出資金返還不能となつた分のみで、原判決もその起訴事実全部を認めているところから判断すると、原審は少くとも被告人らが昭和二八年七月一日には詐欺の意思をもつていたと認定しているというべきであるが、一体その時期は同日からか、あるいは同年六月からか必ずしも明らかでない。設立当初からの休業にいたるまで、同一組織のもとに同一手段で出資金を募集してきた被告人らの行為につき、最初は詐取の意思がなかつたが、後にその意思を生ずるにいたつたと判示する本件のような事案においては、通常的事案と異なり、いつから詐取の意思を生ずるにいたつたか、その時期を明らかにしなければ理由不備であるというのである。

しかし、原判示をみるに、被告人らは少くとも昭和二八年七月一日には詐欺の犯意をもつていたことを示しているもので、罪となるべき事実の判示方法として欠けるところなく、なんら理由不備の点はない。そして、被告人らの詐欺の犯意は、丙1開設当初からであるのに原審が丙1発足後において生じたものと認められたのは事実誤認であるが、この誤認は本件公訴事実自体に関しないので、判決には影響を及ぼさないことは前記佐藤弁護人の論旨四に対する説示のとおりである。

六、同弁護人らの論旨六は、被告人甲4は、丙1の総務部長の地位にあり、丙1の運営上被告人甲2のよき協力者であつたことは原判示のとおりであるが、右協力をに当り被告人甲4は、終始一貫して匿名組合契約を仮装して出資金を募集し、これを不動産等に投資して利潤をあげ、しかるのち配当しようと考えていたもので、募集にあたり出資者を欺罔して出資金を詐取しようとか、ある時期にいたれば出資金返還不能の事態が生じるかも知れないというようなことは全然認識していなかつたのである。このことは丙1開設当初においても、その後においても変わるどころなく、もしこのような認識があつたとすれば、それは開設当初から認定すべく、中途からかかる認識が生じたとの認定には承服し得ない。なんとなれば、1、被告人甲4は対外的には証券投資の大部分および不動産投資の一部を担当したほか、被告人甲2の命により支店出張所の開設事務に出張した程度で、主として総務部長として庶務課、用度課を統括して、各種用度品の調達、文書の発受等、庶務用度関係の事務を担当していたにすぎない。2、丙1運営委員会は、昭和二八年二月ごろ被告人甲1の発案により、丙1の最高幹部が丙1運営の重要事項につき協議する合議体として発足し、月三回程度会合をもつ計画であつたが、実際は月一回程度開かれる幹部の慰労会のようなものであつた。そして右委員会においては、資金受入れの方法

や、特に丙1の宣伝広告などについて議論されたとなく、また経理の報告などは甲1甲2甲3甲4甲5甲6甲7甲8甲9甲10甲11甲12甲13甲14甲15甲16甲17甲18甲19甲20甲21甲22甲23甲24甲25甲26甲27甲28甲29甲30甲31甲32甲33甲34甲35甲36甲37甲38甲39甲40甲41甲42甲43甲44甲45甲46甲47甲48甲49甲50甲51甲52甲53甲54甲55甲56甲57甲58甲59甲60甲61甲62甲63甲64甲65甲66甲67甲68甲69甲70甲71甲72甲73甲74甲75甲76甲77甲78甲79甲80甲81甲82甲83甲84甲85甲86甲87甲88甲89甲90甲91甲92甲93甲94甲95甲96甲97甲98甲99甲100甲101甲102甲103甲104甲105甲106甲107甲108甲109甲110甲111甲112甲113甲114甲115甲116甲117甲118甲119甲120甲121甲122甲123甲124甲125甲126甲127甲128甲129甲130甲131甲132甲133甲134甲135甲136甲137甲138甲139甲140甲141甲142甲143甲144甲145甲146甲147甲148甲149甲150甲151甲152甲153甲154甲155甲156甲157甲158甲159甲160甲161甲162甲163甲164甲165甲166甲167甲168甲169甲170甲171甲172甲173甲174甲175甲176甲177甲178甲179甲180甲181甲182甲183甲184甲185甲186甲187甲188甲189甲190甲191甲192甲193甲194甲195甲196甲197甲198甲199甲200甲201甲202甲203甲204甲205甲206甲207甲208甲209甲210甲211甲212甲213甲214甲215甲216甲217甲218甲219甲220甲221甲222甲223甲224甲225甲226甲227甲228甲229甲230甲231甲232甲233甲234甲235甲236甲237甲238甲239甲240甲241甲242甲243甲244甲245甲246甲247甲248甲249甲250甲251甲252甲253甲254甲255甲256甲257甲258甲259甲260甲261甲262甲263甲264甲265甲266甲267甲268甲269甲270甲271甲272甲273甲274甲275甲276甲277甲278甲279甲280甲281甲282甲283甲284甲285甲286甲287甲288甲289甲290甲291甲292甲293甲294甲295甲296甲297甲298甲299甲300甲301甲302甲303甲304甲305甲306甲307甲308甲309甲310甲311甲312甲313甲314甲315甲316甲317甲318甲319甲320甲321甲322甲323甲324甲325甲326甲327甲328甲329甲330甲331甲332甲333甲334甲335甲336甲337甲338甲339甲340甲341甲342甲343甲344甲345甲346甲347甲348甲349甲350甲351甲352甲353甲354甲355甲356甲357甲358甲359甲360甲361甲362甲363甲364甲365甲366甲367甲368甲369甲370甲371甲372甲373甲374甲375甲376甲377甲378甲379甲380甲381甲382甲383甲384甲385甲386甲387甲388甲389甲390甲391甲392甲393甲394甲395甲396甲397甲398甲399甲400甲401甲402甲403甲404甲405甲406甲407甲408甲409甲410甲411甲412甲413甲414甲415甲416甲417甲418甲419甲420甲421甲422甲423甲424甲425甲426甲427甲428甲429甲430甲431甲432甲433甲434甲435甲436甲437甲438甲439甲440甲441甲442甲443甲444甲445甲446甲447甲448甲449甲450甲451甲452甲453甲454甲455甲456甲457甲458甲459甲460甲461甲462甲463甲464甲465甲466甲467甲468甲469甲470甲471甲472甲473甲474甲475甲476甲477甲478甲479甲480甲481甲482甲483甲484甲485甲486甲487甲488甲489甲490甲491甲492甲493甲494甲495甲496甲497甲498甲499甲500甲501甲502甲503甲504甲505甲506甲507甲508甲509甲510甲511甲512甲513甲514甲515甲516甲517甲518甲519甲520甲521甲522甲523甲524甲525甲526甲527甲528甲529甲530甲531甲532甲533甲534甲535甲536甲537甲538甲539甲540甲541甲542甲543甲544甲545甲546甲547甲548甲549甲550甲551甲552甲553甲554甲555甲556甲557甲558甲559甲560甲561甲562甲563甲564甲565甲566甲567甲568甲569甲570甲571甲572甲573甲574甲575甲576甲577甲578甲579甲580甲581甲582甲583甲584甲585甲586甲587甲588甲589甲590甲591甲592甲593甲594甲595甲596甲597甲598甲599甲600甲601甲602甲603甲604甲605甲606甲607甲608甲609甲610甲611甲612甲613甲614甲615甲616甲617甲618甲619甲620甲621甲622甲623甲624甲625甲626甲627甲628甲629甲630甲631甲632甲633甲634甲635甲636甲637甲638甲639甲640甲641甲642甲643甲644甲645甲646甲647甲648甲649甲650甲651甲652甲653甲654甲655甲656甲657甲658甲659甲660甲661甲662甲663甲664甲665甲666甲667甲668甲669甲670甲671甲672甲673甲674甲675甲676甲677甲678甲679甲680甲681甲682甲683甲684甲685甲686甲687甲688甲689甲690甲691甲692甲693甲694甲695甲696甲697甲698甲699甲700甲701甲702甲703甲704甲705甲706甲707甲708甲709甲710甲711甲712甲713甲714甲715甲716甲717甲718甲719甲720甲721甲722甲723甲724甲725甲726甲727甲728甲729甲730甲731甲732甲733甲734甲735甲736甲737甲738甲739甲740甲741甲742甲743甲744甲745甲746甲747甲748甲749甲750甲751甲752甲753甲754甲755甲756甲757甲758甲759甲760甲761甲762甲763甲764甲765甲766甲767甲768甲769甲770甲771甲772甲773甲774甲775甲776甲777甲778甲779甲780甲781甲782甲783甲784甲785甲786甲787甲788甲789甲790甲791甲792甲793甲794甲795甲796甲797甲798甲799甲800甲801甲802甲803甲804甲805甲806甲807甲808甲809甲810甲811甲812甲813甲814甲815甲816甲817甲818甲819甲820甲821甲822甲823甲824甲825甲826甲827甲828甲829甲830甲831甲832甲833甲834甲835甲836甲837甲838甲839甲840甲841甲842甲843甲844甲845甲846甲847甲848甲849甲850甲851甲852甲853甲854甲855甲856甲857甲858甲859甲860甲861甲862甲863甲864甲865甲866甲867甲868甲869甲870甲871甲872甲873甲874甲875甲876甲877甲878甲879甲880甲881甲882甲883甲884甲885甲886甲887甲888甲889甲890甲891甲892甲893甲894甲895甲896甲897甲898甲899甲900甲901甲902甲903甲904甲905甲906甲907甲908甲909甲910甲911甲912甲913甲914甲915甲916甲917甲918甲919甲920甲921甲922甲923甲924甲925甲926甲927甲928甲929甲930甲931甲932甲933甲934甲935甲936甲937甲938甲939甲940甲941甲942甲943甲944甲945甲946甲947甲948甲949甲950甲951甲952甲953甲954甲955甲956甲957甲958甲959甲960甲961甲962甲963甲964甲965甲966甲967甲968甲969甲970甲971甲972甲973甲974甲975甲976甲977甲978甲979甲980甲981甲982甲983甲984甲985甲986甲987甲988甲989甲990甲991甲992甲993甲994甲995甲996甲997甲998甲999甲1000

しかし、所論もいうごとく、被告人甲4は、被告人甲2と共に丙1を開設したところ、丙1総務部長として丙1幹部の地位にあり丙1運営委員会の一員であつたことと、総務部長として庶務課、用度課を統括しなお証券投資や支店等の開設に關与したことなど自体からみても、被告人甲4が本件詐欺行為について犯意がなかつたといふ弁解は、特に首肯し得るに足る事由のない限り、社会通念上、経験法則上これを認め得ないのみならず、前記第二、第三、第七、第八において認定したところを総合すれば、被告人甲4は、本件詐欺事犯につき共同謀議者として共同正犯の責任を負担すべきことは明らかである。

七、同弁護人らの論旨七は、原判決は被告人らの本件行為について共同謀議をしたという事実は認められないが、被告人らのごとく相互の間に犯意の連絡ありとみられる場合についても共同正犯の責任はありと判示しているが、右見解にはわかに賛成し難いと、多くの判例学説を引用した上、けつきよく犯罪の実行行為を分擔しなくても、共謀共同正犯としての責任を問うものは、右実行につき、あらかじめ陰謀通謀あるいは謀議に参加した者、および意思の連絡のあつた者のうち実行行為者の背後に隠れてさいはいを振つた中心的人物のみに限るべく、意思の連絡があつたすべての者にまで拡張し得ないものと解すべきである。そして原判決は、丙1の中心的人物は被告人甲2であつて、被告人甲4は被告人甲2の消極的協力者にすぎず、本件犯行については実行行為に積極的に出たことはなく、共同謀議に参加したことなく、わずかに意思の連絡があつたにすぎない傍系的存在であつたと認定しているのであるから、被告人甲4に対しては共謀共同正犯の理論を無批判的に拡張して共同正犯としての責任を問うことは違法であるといふのである。

よつて共同正犯に關する判例を概観するに、旧大審院はその判例において、いわゆる共謀共同正犯の理論をたて、犯罪の実行を謀議したものは、たとえ犯罪の実行行為そのものに加わらなくとも、他の共犯者の実行行為につき全責任を負担すべきであるとして、最初は知能的犯罪に限りこの理論の適用を肯認していたが、その後この理論の適用を強力犯のごとき非知能的犯罪に及ぼしこれが最高裁判所の判例においても踏襲されるにいたつた（最高裁判所判例集第一卷一頁、第二卷三二一頁）ことは、所論のとおりである。しかし共謀共同正犯の主観的要件たる共謀の概念に關する判例の態度は所論の陰謀、通謀あるいは謀議といふことばの暗示するよ

間に犯行について意思の連絡（共同犯行の相互認識）がありあたるか共同意思の下に一体となつて行動する場合をも含むものと解しているところである。

（最高裁判所判例集三巻二頁一三頁一七九頁）その右数人間に右のような意味の共謀の事実があれば、実際に犯罪実行行為に加わらない者も、他の実行行為者の行為について共同正犯者として全責任を負うべきである。（実行行為者の背後にかくれてさいはいを振つた者にも、共同正犯の責任を認むべしとの所論は根拠がない。）してみれば、被告人甲4に本件詐欺罪の犯意があり、他の被告人らと相互に犯意の連絡を有しあたるか共同意思の下に一体となつて行動したものであるから、本件詐欺事犯の共同正犯として全責任を負担すべきは当然である。

八、同弁護人の論旨八は、原判示によれば、判示欺罔手段、その欺罔に基く出資者の錯誤、出資者の錯誤に基く金員等の交付についての因果関係が明らかでなく、原判決には審理不尽の違法があるといふのである。

しかし、原判決の判示自体において、被告人らの欺罔手段、出資者の錯誤、これに基く出資者の出資状況が明示せられており、それ自体因果関係の存在を認めるところができるのみならず、前記第四および第六において認定しており、証拠上においても右因果関係は明らかである。もちろん出資者の出資の経緯については千差万別の事情はあるであらうし、かりに所論のように出資のある者が丙2や丙3から肩替りをし、これらの者がある程度投機的な精神をもつて出資したとしても、けつきよく被告人らが行った虚偽誇大の宣伝広告を直接または間接に知り、これを真実と誤信して出資をなすにいたつたのであり、かく出資をなすにいらしめたことは、同被告人らにすでに陥つて利用したものと見ていい得べく、やはり前記因果関係の存在を認めなければならない。ゆえに各論旨は理由がない。

その三、被告人甲1の弁護人田中一郎の論旨について

一、同弁護人の論旨一は、原判決は被告人甲1に対し、本件詐欺事件について共同正犯の責任を問うているが、同被告人は丙1創設の企画には全然参加しておらず、丙1創設の当初から休業にいたるまで判示詐欺事犯につき他の被告人三名との間に全然意思連絡ないし意思共通はないのであるから、共犯関係は否定せらるべきである。しかも原判決は逐次共謀しと判示し、共謀の時期につき不明の欠点があり、理由不備であるといふのである。

しかし被告人甲1は、前記第二、その二において認定したように、昭和二十七年一二月月上旬ごろ、北海道に出張中、被告人甲2から丙1の理事長就任を懇請され、書面でこれを承諾し、昭和二十八年一月二日ごろはじめて丙1本店に出勤し、以来理事長として丙1に参与するにいたつたもので、丙1理事長としてただ一人の対外的責任者の立場にあり、前記第五において認定したような事業に参与したのみならず、前記第七第八において認定した各事実によれば、同被告人は、理事長就任後、前記丙1の出資募集の虚偽誇大の宣伝広告、虚偽の貸借対照表公表のことはもちろん、丙1内部の事情、出資状況、その他一切の事情を知り、他の被告人らと犯意を連絡していたことが明らかであるから、本件につき共同正犯の責任を負担すべきは当然である。原判決が共謀の時期を示さなくても、共同正犯の判示方法として欠けるところのないことは前述のとおりである。もつとも、丙1における実力第一人者が被告人甲2であることは事実であるが、同被告人の立案企画したことについて被告人甲1においてこれを承認していたことは前記第七において認定しておりであるから、同被告人が丙1の運営についてなにも知らない口ポットの、アクセサリー的存在であつたものとは認められない。ゆえに論旨は理由がない。

その四、被告人甲2、同甲3の弁護人青木紹実の論旨について。

一、同弁護人の論旨一は、原判決が被告人に対し本件詐欺犯行を認定したのは事実誤認である。すなわち、原判決は匿名組合の解釈について重大な事実誤認を認めている。原判決は1配当金の支払は確実になしうるものとして出資せしめているが収益をうる事業に投資していないから匿名組合契約は無効であると論じ、2匿名組合契約書によれば、決算期に損失があれば精算することになつては被害被告人らにおいて実施の意思はなかつたから空文であると論じ、3多数出資者に損益の計算を明確にし配当を実施することは事実上不可能であるといふ、4高度の宣伝意図を利用し出資者の利欲心を利用して出資者に対して匿名組合方式の契約を適用する意思が被告人らになかつたといふ、5匿名組合なれば、被告人甲1が当事者で契約上一切の権利義務を有すべきであるが、被告人ら全部に責任があるから匿名組合は無効であるとの理由により匿名組合を仮装であると論じているが、いずれも原審の独断的見解で事実誤認であるといふのである。

しかし、たびたび説示したように、本件が詐欺罪を構成するゆえんのもの、丙

1が約定に基づく高率配当および出資元金の支払を履行するだけ堅実な事業を経営せず、かつ多額の資産を有しないのこの情を隠し、前記第四においても認定したよな、虚偽誇大の宣伝広告をなし出資者を欺罔し、匿名組合出資名の義のもとの現金等をおよび出資元金の支払をなすに足るだけの利益あり、また被告人が右配当金をおよび出資元金の支払をなすに足るだけの利益あり、また被告人が匿名組合の本質を出資者に知らしめないようにし配当金を後日精算する意はなかつたのであつてこのことは前記第二、その一および第四において認定したとこ

二、 同弁護人の論旨二は、原判決には犯意の点についても事実誤認がある。1、未必的故意と共謀共同正犯とは両立するか、2、宣伝広告を新聞紙上等に発表しただけで犯罪の着手といえるか、3、出資者が支店出張所の店頭で現金を交付するのみで既遂といえるか割切れない争点があるというのである。しかし、原判決は、被告人等の配当金および出資元金支払停止の蓋然性の認識について未必的犯意の表現をとつていっているが、本件詐欺罪の犯意につき前記虚偽誇大の宣伝広告勧誘の認識という点に重点をおけば、前記第八において認定したごとく、被告人らは確定的犯意を有したものであり、かつ被告人ら相互の間で右犯意の連絡があつたことが明らかであるから被告人甲2、同甲3に本件共同正犯の責任があることは当然である。原判決が被告人らの犯意を未必的犯意と認め、前記のとおりであるとしても、その誤認は判決に影響を及ぼさないものと解することは、前記のとおりである。（なお、前記宣伝広告を新聞紙などに発表し、大衆の閲覧し得べき状態においた以上、犯罪の着手ありといえ、出資者が支店等の店頭において職員に現金等を出資交付したとき犯罪の既遂となることは当然である。）ゆえに論旨は理由がない。

その五、被告人甲4の論旨について。一、 同被告人の論旨一は、原判決は、被告人らはそれぞれ事業の失敗あるいは不振のため事業資金の調達に腐心していたところ、たまたまそのころ週刊朝日誌上に掲載の丙2や丙3の記事をみて丙1を開設したと認めているが事実誤認である。自分は丙1開設後約一カ月経過したころ丙6計理士から右週刊朝日を始めて見せられたのが事実である。また原判決は、丙1開設当時の被告人らの資産状態や事業について各被告人ごとに明記せず、これを同一視して単に各被告人は苦慮していたと判示したのは暴論である。さらに原判決は、乙25は被告人甲2、同甲4と意見が合わず会の設立直前脱退したと認めたが、これも事実誤認である。乙25は被告人甲2から依頼せられて商品を売却したがその代金を着服したので同被告人と仲が悪くなり、自ら脱退したのであつて自分と意見が合わなかつたためではないのである。

しかし、被告人らの略歴、相互の関係、丙1開設の経緯と被告人らの関係は、前記第二において認定したとおりであり、けつきよくそのころ、事業の失敗または不振のため困つていた被告人らが、事業資金の調達をするのに丙2や丙3を模倣して丙1を開設したのであつて、原判決の事実認定に誤認の点はない。（所論の週刊朝日を見た日時が違ふとか、乙25が脱退した事情が違ふということは、かりに論旨のとおりで原審の事実誤認であつたとしても、その誤認は判決に影響を及ぼすものではない。）

二、 同被告人の論旨二は、原判決は丙1設立当初、被告人らに詐欺の意思はなかつたといひながら、結論において詐欺であると論じているが、被告人らがいつその犯意をもつにいたつたか、その時期について一言もせず、犯罪事実と連結しているのは事実誤認である。かりにその時期が原判示貸借対照表を載せた上半期決算報告書を発表した昭和二八年七月一二日からとすれば、同年七月一日から一日までの行為は何罪なるやわからないというのである。

しかし、被告人らの前記虚偽誇大な宣伝広告、勧誘による出資募集行為は、前記第八において認定したように、丙1開設当初から詐欺罪を構成するものである。従つて七月一日以降の出資募集行為も詐欺罪であることは当然である。そして同被告人が開設当初からその犯意を有していたことは、前記第二、第四および第七において認定した事実によつて明らかであり、判示方法として被告人らが犯罪行為当時において犯意を有していたことは判文自体からわかる程度に記載されれば足り、犯意を生じた日時まで記載する必要はない。

三、 同被告人の論旨三は、自分は丙1の総務部長として文書整理、用度調達の

事務に従事したもので、丙1の宣伝広告、経理一切に関与しない。右宣伝広告は被告人甲2の企画によつてなされ、経理は同被告人および被告人甲3の間で処理された。しかるに原判決は、丙1の理事会を民法上の組合と解し、募集した出資金を被告人らの共同管理と認め、自分らは丙1が丙2旋風で経営困難となつた昭和二八年一月二三日ごろ被告人甲3からはじめて経理の実情を聞かされて驚いたのである。自分は被告人甲2の秘書にすぎず、本件詐欺行為の責任はないというのである。

しかし、被告人甲4が丙1開設以来その幹部として丙1の運営に関与し、本件詐欺事犯について他の被告人らと犯意を連絡していたものであることは前記第二、第三、第七および第八において認定した事実によつて明らかであるから、共同正犯の責任は免れない。(原審が丙1開設当初の行為を合法的とし丙1運営委員会を民法上の組合とし、募集した出資金を被告人らの共同管理と認め、自分らは丙1が丙2旋風で経営困難となつた昭和二八年一月二三日ごろ被告人甲3からはじめて経理の実情を聞かされて驚いたのである。自分は被告人甲2の秘書にすぎず、本件詐欺行為の責任はないというのである。)

四、同被告人の論旨四は、原判決は丙1の宣伝広告を詐欺の手段として引用しているが、かかる程度の誇大広告は社会通念上許さるべきであるというのである。しかし、前記第四において認定したような出資募集の宣伝広告は、社会通念上看過し得べき誇大広告ではなく、虚偽の事実を主体とせる欺罔手段で違法性を帯びることは当然である。ゆえに各論旨は理由がない。

以上説示のとおりであるから、原審が本件公訴事実について原判示被告人らの共同謀議による詐欺事犯を認定し、有罪の判決を宣告したのは相当であつて、所論のように判決に影響を及ぼすこと、明らかな事実誤認の点はなく、その他理由不備、理由くいちがい、審理不尽、法令解釈適用の違反、採証手続違反の点は、いずれも存在しない。ゆえに各論旨はいずれも理由がない。

被告人甲1の弁護士田中一郎の控訴趣意第二点、被告人甲2、同甲3の弁護士青木紹実控訴趣意第三点、被告人甲2の弁護士佐藤正治の控訴趣意第二点、被告人甲4の弁護士柘植欧外、同高橋正蔵の控訴趣意第二点(各量刑不当の論旨)について。

各所論にかんがみ、本件訴訟記録ならびに原審および当審で取り調べた証拠に現われた。本件犯罪の動機、手口、態様、罪質、被害程度、社会的影響、各被告人の役割、被告人の経歴、性行、家庭状況、その他諸般の事情を総合考察すれば、各所論を十分に参酌しても、被告人らに対する原審の量刑は決して重きにすぎるとは認められない。ゆえに各論旨はいずれも理由がない。

検察官の控訴趣意第一点(罪数に関する法律解釈の誤の論旨)について。論旨は、原判決は公訴事実のとおり、被告人らが共謀の上、昭和二八年七月一日ごろから昭和二九年一月十九日ごろまでの間、合計三千七百五十一回に亘り、虚偽誇大の広告宣伝および勧誘によつて壬ら千三百四十八名を欺罔し丙1の本店営業部を始めとする支店等の店舗二百五ヶ所およびその他の場所で、出資金名下に現金合計一億八千三百四十三万七千二百三十円、株券五千六百五十四枚(見積価格合計三千七百八千二百円)および投資信託証券三百一枚(見積価格合計八百三十八万二千四百六十円)を騙取した事実を認定しながら、これを単一意思に基いた一行為であるから、包括的一罪として処断すべきものとしているが、右は罪数に関する法律解釈を誤つた違法があるというのである。

〈要旨〉案ずるに、犯罪の個数に関するいわゆる罪数論は、刑法上、併合罪の関係において、また刑事訴訟法上、判決の既判力、公訴不可分等の関係において、実益があり、重要な問題である。本件詐欺事犯は、いわゆる連続犯の規定(昭和二二年法律一二四号によつて削除された刑法五五条)があつた当時においては、当然「連続した数個の行為にして同一の罪名に触れる場合」として実質上数罪であるのにかかわらず、科刑上一罪として処断されるべき案件であるが、右連続犯の規定が削除されてなくなつた現在において、当然実質上の数罪として刑法併合罪の規定によつて処断すべきであるか、それともいわゆる包括的一罪という概念を適用して、けつきよく一罪として処断すべきであるか、理論的解釈はきわめて困難なところである。連続犯の規定のあつた当時においても、包括一罪の概念はあつたが、それは、(一)犯罪の特別構成要件の内容たる行為が異種の行為を結合している場合(例、強盗強姦罪、刑法二四一条)、(二)犯罪の特別構成要件たる行為がその性質上反復を予想せられる場合(例、常習賭博罪、刑法一八六条、わいせつ文書販売罪、刑法一七五条)、(三)犯罪の特別構成要件たる行為が同一法益侵害の諸種の態様を定めている場合(例、収賄罪の收受、要求、約束、刑法一九七条)等におい

てそれらの行為を一罪とし、取り扱ふ概念であつて、明らか連続犯とし、科刑上
一罪とせられざるものとの区別されたい。概念であるが、右の連続犯の連続犯の連続犯
犯の規定を拡大するに過ぎない。これは、現行刑法上の罪、自白に略し、結果標準説、統一
念に含めざるべきことである。おそれるべきは、この種事犯を簡略処理するに過ぎない
犯罪個数の多き事件に関する幾多の制約がある。それゆゑに、行為標準説、統一
すべしと生じた現象のようである。意思標準説、統一標準説、統一標準説、統一標準説、統一標準説
要に迫らるべきに於ては、講学上のいは犯罪の構成要件標準説等である。連続犯の規定の
由つては、犯罪の構成要件標準説等である。連続犯の規定の連続犯の規定の連続犯の規定の
論的根拠は、犯罪の構成要件標準説等である。連続犯の規定の連続犯の規定の連続犯の規定の
犯的犯罪を常に必ず併合罪として処断すべきである。連続犯の規定の連続犯の規定の連続犯の規定の
を単に事務処理上の便宜のために包括一罪の概念を不当に拡張し、他の犯罪との処断上の不均
規定の再現と同じように一罪として処断することとは、他犯罪との処断上の不均
を伴ひ、社会通念を以て国民の法的感情からみても不合理といわざるを得ない結果
が生ずるときは、その最少限度の要件として、(一)犯意が同一であるかま
ては連続すること、(二)行為が同一犯罪の特別構成要件を一回ごと充足するこ
と、(三)被害法益が同一性または単一性を有することの三つが必要であると解す
る。はたしてこの見解にして妥当であるとするならば、本件詐欺事犯は、犯意の連続
性、行為の前記構成要件充足性は認められるが、全犯罪事実について被害法益の同
一性または単一性を認めることはできないから(財産的被害法益でその数は多数
であるが、同一被害者に対する数個の行為に限り被害法益の同一性ありとしてこれを
包括一罪と認むべきである。)本件を包括一罪として処断することには許され
ないといわなければならない。してみれば、原審がこれと見解を異にし、本件詐欺
犯を包括一罪として処断したのは法令の解釈適用を誤つた違法があり、この違法は
各被告人に対する処断刑の範囲に変更を生じるので、判決に影響を及ぼすことが明
らかである。ゆゑに論旨は理由があり、原判決はこの点において破棄を免れな
よつて被告人ら四名の各控訴(被告人甲1の原審弁護人田中一郎の控訴を含む)
はいずれもその理由がないので、刑事訴訟法三九六条によりこれを棄却し、検察官
の本件控訴は右の点において理由があるので、刑事訴訟法三九七条、三八〇条によ
り原判決を破棄し、検察官の量刑不当の論旨については、後記自判において判断
示すこととし、同法四〇〇条但書により、当裁判所においてさらに判決する。

(事實)
第一、被告人らの略歴と相互の関係。
被告人甲1は、岐阜県立乙1中学校(旧制)三年を中途退学後、個人経営または
株式会社乙3代表者として皮革製品の製造販売業に従事してきたが、昭和二四年末
ごろ輸出製品の値下りのため多額の借材を負担し、昭和二五年から昭和二七年春
ろにかけて、東京都に同商会支店を設けブローカーのような仕事をしてしたが成功
せず、失意の状態にあつたもの、被告人甲2は、東京都所在の乙4大学乙5部乙6
科を卒業し、岐阜市内で月賦建築業をしたが失敗し、昭和二五年六月ごろから織
製品の卸商あるいはブローカーをしてしたが、窃盗罪で二回裁判を受け(いずれも
刑執行猶予)さらに昭和二五年一二月ごろ詐欺罪で岐阜地方裁判所に起訴せられ本
件とは別に公判繫属中であつたもの、被告人甲3は、岐阜県立乙9学校(旧制)を
卒業後、同県内務部乙10課に勤務していたが、在職中強姦致傷罪により裁判を受
けて服役し、出所後木材販売業や建築請負業に従事していたが多額の債権を焦げつ
かせ、昭和二七年四月ごろ岐阜市で金融業を営む乙16株式会社の代表者ととなつた
が、同年一〇月ごろ相互銀行法違反のかどにより当局の取締りはじまることを聞
しきつそく営業を停止するという有様で、手を出す事業にはことごとく失敗した
もの、被告人甲4は、乙17中学校(旧制)を卒業し、昭和二二年六月ごろから名古
屋市内で個人経営または株式会社乙20の代表者として電気器具の販売業に従事し
たが、多額の借材を負担して失敗し、同年一〇月ごろ同市〇町所在の乙21会館に
事務所を設け乙22の商号で清涼飲料水の製造販売業をはじめたが、経営は思
い思ふようになつたものである。そして、被告人甲1と同甲2とは、昭和二六
年暮ごろ被告人甲1の義弟乙23の紹介で知り合い、その後被告人甲1は、同甲2
の北海道方面に皮革製品を売り込もうとしたが、同被告人の債権者に右商品

は出資者に抽選の賞金を交付し、または出資金と同額のミシンを先渡しする旨、大衆の利殖欲をあおるに足る宣伝勧誘をした。それがため、これらの宣伝、勧誘に接した大衆をして、丙1の事業内容がその宣伝のごとく、約定の配当金の支払および出資元金の返還を確保するに足りる堅実安全なものと誤信せしめ、因つて原判決添付の第一ないし第一一犯罪事実一覧表記載のとおり、昭和二十八年七月一日ごろから昭和二十九年一月十九日ごろまでの間、三七五一回に亘り、同表記載の丙1本店営業部および各支店等において、情を知らない同表記載の丙1職員を介して、同表記載の壬ら一三四八名から、同表記載のとおり出資金名義の下に現金約合計一億八千三百四十三万七千二百三十円（ただし、内四万五千元は定期預金証書二枚、九万円は小切手一枚）、株券五千六百五十四枚見積価格約合計三千七百八千二百円、および投資信託証券三百一枚見積価格約合計八百三十八万二千四百六十円を交付させてこれを詐取したものである。

なお、原判決添付の右各犯罪事実一覧表をここに引用する。

（証拠の標目）

当裁判所が前記事実を認定した証拠の標目は、原判決挙示の証拠標目と同一であるからここにこれを引用する。

（確定裁判）

被告人甲2、同甲4の確定裁判は、原判決摘示と同一であるからここにこれを引用する。

（法令の適用）

法律に照すと、被告人らの判示各所為（同一被害者に対する各所為はこれを包括一罪とみる。）は、それぞれ刑法二四六条一項、六〇条に該当するところ、被告人甲2、同甲4については、右各罪は原判示各確定裁判の罪とそれぞれ同法四五条後段の併合罪であるから、同法五〇条によりいまだ裁判を経ない右各罪につきさらに処断すべく、同法四七条本文、一〇条を適用し、被告人甲1、同甲3については、右各罪は同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条を適用し、それぞれ最も犯情の重い原判決添付の別表第一犯罪事実一覧表8、被害者癸に対する罪の刑に法定の加重をし、その各刑期範囲内で被告人甲1を懲役七年に、同甲2を懲役一〇年に、同甲3を懲役五年に、同甲4を懲役五年に各処し、原審および当審における別表記載の訴訟費用については、刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条により同表記載のとおり、被告人らに対し単独または連帯でこれを負担させることとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 影山正雄 裁判官 坂本収二 裁判官 水島亀松）